

川原川右岸地区遺跡群II

川原川右岸地区県営は場整備事業に伴う文化財調査報告書

前原市文化財調査報告書

第65集

1998

前原市教育委員会

川原川右岸地区遺跡群II

川原川右岸地区県営ほ場整備事業に伴う文化財調査報告

前原市文化財調査報告書

第65集





a. 刻字土器（末永高木遺跡出土）



b. 墨書土器（末永高木遺跡出土）



序

川原川右岸地区県営ほ場整備事業は、農業の発展を阻害している諸要素の改善のため、平成元年度から開始されました。これに伴い前原市教育委員会では発掘調査を実施してきたところであります。

前原市を含む糸島地方は、古代「伊都国」が栄えた土地として知られておりますが、それを裏付ける多くの遺跡が発掘されております。川原川右岸地区県営ほ場整備事業施工区内にも多くの遺跡が存在しており、やむなく保存できなかった遺跡について発掘調査を実施しました。本書は平成4年度に実施した末永古屋敷遺跡、平成5年度に実施した末永高木遺跡の調査報告書であります。

本書が文化財保護思想の普及・啓蒙ならびに古代史の解明に少しでもお役に立つならば、これにまさる喜びはございません。

なお、末筆ではありますが文化財の保護にご理解をいただき、発掘調査にご協力をいただきました福岡県福岡農林事務所、前原市土地改良区には心より感謝申し上げます。

平成10年3月31日

前原市教育委員会

教育長 坂本勝喜

例　　言

1. 本書は川原川右岸地区県営ほ場整備事業に伴い平成4～5年度に実施した、末永古屋敷遺跡、末永高木遺跡の発掘調査報告書である。
2. 発掘調査および整理作業は国および県の補助を受けて、前原市教育委員会が行った。
3. 本書に掲載した平板測量図および遺構実測図の作成は角浩行、瓜生秀文、林覚、岡部裕後（前原市教育委員会）が行った。
4. 本書に掲載した遺物実測図の作成は角、瓜生、平尾和久（福岡大学生）が行った。
5. 本書に掲載した図面の製図は岡部、角、瓜生、平尾が行った。
6. 本書に掲載した遺構写真的撮影は角、瓜生が行ったが、遺物写真的撮影はフォトハウスおか、遺跡全景写真的撮影は南空中写真企画によるものである。
7. 本書で示した方位は磁北である。
8. 本書の執筆はI～IVを角が、Vを瓜生が行った。
9. 本書の編集は角、瓜生で協議のうえ、角が行った。

本文目次

I.	はじめに	1
1.	調査にいたる経過	1
2.	調査の組織	1
II.	位置と環境	4
III.	末永古屋敷遺跡	8
1.	調査の概要	8
2.	調査の記録	8
(1)	獨立柱建物	8
(2)	柱 列	11
(3)	土 坑	11
(4)	溝	14
(5)	出土遺物	15
3.	小 結	16
IV.	末永高木遺跡	17
1.	調査の概要	17
2.	調査の記録	18
(1)	古 墳	18
(2)	木棺墓	22
(3)	出土遺物	24
3.	小 結	26
V.	付論 末永高木遺跡出土の土器について	27

挿 図 目 次

Fig. 1	川原川右岸地区は場整備事業施工範囲と埋蔵文化財調査地点 (1/20,000)	3
Fig. 2	末永古屋敷遺跡・末永高木遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/50,000)	5
Fig. 3	末永古屋敷遺跡周辺の地形 (1/2,500)	6
Fig. 4	末永高木遺跡周辺の地形 (1/2,500)	7
Fig. 5	獨立柱建物実測図 (1/50)	8
Fig. 6	柱列実測図 I (1/50)	9
Fig. 7	柱列実測図 II (1/50)	10
Fig. 8	土坑実測図 (1/20・1/40)	12
Fig. 9	溝実測図 (1/40)	13
Fig. 10	出土遺物実測図 I (1/3)	14
Fig. 11	出土遺物実測図 II (1/2)	15
Fig. 12	銅 錢 (実大)	16
Fig. 13	末永高木遺跡全体図 (1/200)	17
Fig. 14	トレンチ土層断面実測図 (1/60)	18
Fig. 15	葺石・周溝実測図 (1/80)	19
Fig. 16	祭祀遺構実測図 (1/20)	20
Fig. 17	祭祀遺構出土遺物実測図 (1/3)	21
Fig. 18	木棺墓実測図 (1/30)	22
Fig. 19	木棺墓出土遺物実測図 (1/3)	23
Fig. 20	刻字・墨書き器実測図 (1/2・1/3)	24
Fig. 21	出土遺物実測図 (1/3)	25
Fig. 22	弥生時代の幹線道路想定図と神功皇后伝承遺跡地	40

図版目次

- P L. I a. 刻字土器（末永高木遺跡出土）
b. 墓嘗土器（末永高木遺跡出土）
- P L. 1 末永古屋敷遺跡全景
P L. 2-a 末永古屋敷遺跡全景（北から）
- b 末永古屋敷遺跡遺構集中部
P L. 3-a 1号土坑
- b 2号土坑
P L. 4-a 3号土坑
- b 3号土坑遺物出土状況
P L. 5-a 砥出土状況
- b 石錠出土状況
P L. 6 出土遺物
P L. 7-a 末永高木遺跡全景（南から）
- b 末永高木遺跡トレーニング設定状況（東から）
P L. 8-a 古墳全景I（南から）
- b 古墳全景II（東から）
P L. 9-a 葦石検出状況I（南から）
- b 葦石検出状況II（西から）
P L. 10-a 周溝土層断面（西から）
- b 祭祀遺構全景（北から）
P L. 11-a 祭祀遺構近景I（西から）
- b 祭祀遺構近景II（北から）
P L. 12-a 木棺墓（南から）
- b 遺物出土状況
P L. 13 出土遺物I
P L. 14 出土遺物II

表 目 次

Tab. 1 川原川右岸地区遺跡群の埋蔵文化財調査概要

付図目次

Fig. I 末永古屋敷遺跡全体図(1/150)

I. はじめに

1. 調査にいたる経過

川原川右岸地区県営は場整備事業はその対象区域が大字大門、高祖、井原、西堂、末永、王丸、川原わたり、総面積は約164haに及ぶ広大なものである。事業予定地は西側に「伊都国」の王都である三雲・井原遺跡群、東には国指定史跡「怡土城跡」を擁し、広範囲に埋蔵文化財が存在する可能性が高い地域であった。

昭和63年9月、前原町土地改良区から前原町教育委員会に同県営は場整備事業の予定地における、埋蔵文化財の有無についての照会がなされた。これに基づき前原町教育委員会では予備調査を実施し、福岡県福岡農林事務所、前原町土地改良区と埋蔵文化財の保護についての協議を行なった。予備調査の結果、事業予定地のうち約13.7haが本調査の対象となるが、事業計画の期間中に調査が可能のは約4haについてであり、残りについては計画変更で埋蔵文化財に影響を及ぼさないようにしていただきたいと要望した。数度の協議を経て、このことについて基本的な合意が得られたため、事業が開始された平成元年度から調査を開始した。平成元年度から平成7年度までの埋蔵文化財調査の概要は一覧表（Tab. 1）のとおりである。

末永古屋敷遺跡、末永高木遺跡は平成4～5年度に施工された末永工区内に存在した。試掘調査によって土坑、ピット、遺物包含層等が検出されたため、客土等により現状での保存が可能か農林サイドとの協議を行った。しかし、両遺跡ともに用水の関係から設計変更ができないとの結論となつたため、発掘調査を実施した。なお、遺物整理および報告書の作成については平成9年度に実施した。

2. 調査の組織

末永古屋敷遺跡、末永高木遺跡の発掘調査および整理作業は以下の体制で実施した。なお、平成4年10月1日には市制施行により前原町が前原市となった。

発掘調査（平成4～5年度）

前原町（市）教育委員会

総括 教育長	柳木 昭生
教育部長	菊竹 利嗣（平成4年4月～10月 文化課長兼務）
文化課長	清水 義弘（平成4年11月～）
文化課文化財係長	川村 博
庶務 同 文化振興係長	吉村 耕治（平成4年度）
	清水 真澄（平成5年度）
調査 同 文化財係	角 浩行、瓜生 秀文

遺物整理・報告書作成（平成9年度）

前原市教育委員会

総括 教育長	坂本 勝喜
教育部長	有田 稔之

文化課長 吉村 耕治
 文化課文化財係長 林 覚
 庶務 同 文化振興係長 宮本 洋子
 調査 同 文化財係 角 浩行・瓜生 秀文

Tab. 1 川原川右岸地区遺跡群の埋蔵文化財調査概要

1990 (平成2)	②末永穴の坪遺跡	試掘調査により壺棺4基を確認した。盛土施工により現状保存。小型の仿製鏡(鏡式不明)片が出土している。
1991 (平成3)	③高根榎町遺跡	発掘調査により壺棺墓8基、土坑、ピット等を検出した。壺棺はいずれも弥生時代前期末~中期初頭のものである。出土遺物は弥生土器の他、軒丸瓦の瓦当が出土しており、怡士城跡との関連が注目される。
	④高根大鷲遺跡	発掘調査により古墳3基(後期)、木棺墓3基(弥生中期前半)、住居跡、土坑、溝、ピット等を検出した。
	⑤高根大鷲遺跡	試掘調査により水田(?)層を検出した。時期は不明である。削平が遺構面に及ばなかったため工事立会を実施した。
	⑥末永初田遺跡	試掘調査により弥生時代中期の遺物包含層、ピット、土坑等を検出した。盛土施工により現状保存。県道大野城・二丈線以南にもかなり広範囲に弥生時代の遺跡が存在することが確認された。
1992 (平成4)	⑦末永古屋敷遺跡	発掘調査により掘立柱建物、土坑、溝、ピット等を検出した。出土遺物には陶器、磁器、土師皿等がある。その他、天聖元寶、元祐通寶、紹聖元寶等の宋錢が出土している。
1993 (平成5)	⑧末永高木遺跡	発掘調査により古墳1基(中期)、木棺墓1基(中世)、遺物包含層(古墳以降)等を検出した。出土遺物は土師器、須恵器、陶器、磁器等がある。特筆すべき遺物として「口伊刀郡託」と縞刻した土器、「前田?」と墨書きした土師器が出土している。

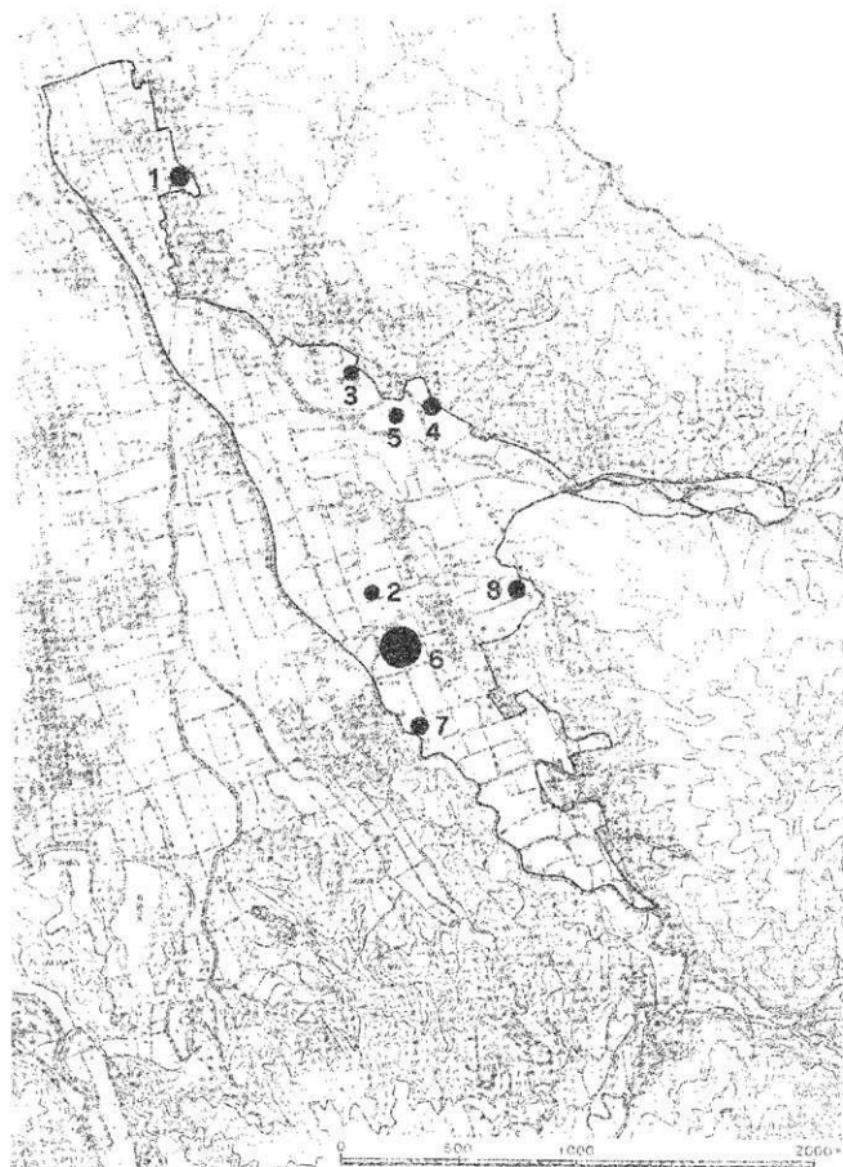


Fig. 1 川原川右岸地区は場整備事業施工範囲と埋蔵文化財調査地点(1/20,000)

II. 位置と環境

末永古屋敷遺跡、末永高木遺跡は前原市の東部を北流する瑞梅寺川の支流、川原川の右岸に位置する。末永古屋敷遺跡は標高66mを測る河岸段丘上に、末永高木遺跡は標高74mの丘陵上に立地する。遺跡の位置する前原市の東部は、雷山川、瑞梅寺川の二河川により形成された沖積平野が広がる。井原山（標高983m）山麓に源を発する瑞梅寺川は中小河川と合流しながら、大字井原・三雲付近では傾斜の緩やかな扇状地を形成し、大字井田から下流では沖積地を形成し、今津清へとそぐ。遺跡の周辺は純農業地帯で、周囲には水田、畑地が広がる。

遺跡の北西には魏忠侯人伝に登場する「伊都国」の王都、三雲・井原遺跡群が存在する。伊都国最古の王墓である三雲南小路遺跡の2基の壇棺からは異体字銘帶鏡を中心とする中国鏡が多数出土しており、弥生時代中期末のものとみられる。井原鍛冶遺跡からは方格規矩鏡が20面ほど出土している。出土品の内容から伊都国の王墓のひとつとみられるが、現在その所在地が不明である。このため前原市教育委員会では位置確認調査を行っているが、今のところその位置は確認されていない。井原鍛冶遺跡の時期については、弥生時代後期初頭から後半までの諸説があり、確定されていない。その他弥生時代を通じて住居跡、墓地などが広範囲に分布していることが判明しているが、いずれもは場塗傍等に伴う断片的な調査であるため、その実態は未だ不明である。王墓等の存在から伊都国の王都であることは、間違ないとみられるが、全容の解明には今後のさらなる調査が必要である。

また、曾根丘陵の平原遺跡1号墓も伊都国の王墓とみられる。出土した39面の鏡は方格規矩鏡を主体とする中国鏡群であるが、なかには直径46.5cmを測る内行花文鏡4面、「大宜子孫」銘内行花文鏡1面の仿製鏡が含まれる。平原1号墓の時期についても弥生時代後期中頃から古墳時代初頭までの諸説があり確定されていない。また、飯氏遺跡群3次調査Ⅱ区では、後期中頃の壇棺から雲雷文内行花文鏡が出土している。

古墳時代の代表的な遺跡としては、端山古墳、築山古墳があげられる。いずれも前期の前方後円墳である。規模は端山古墳が全長78.5m、後円部径42m、築山古墳が全長約60m、後円部径48mで、いずれも盾形の周溝を持つと考えられている。これらは怡土平野の首長クラスの古墳であると考えられる。これとは別に下位有力者層のものと考えられる古墳がある。井原1号墳、高祖東谷1号墳などがある。いずれも前期の前方後円墳と考えられる。規模は井原1号墳が全長42m、後円部径24m、高祖東谷1号墳が全長36mであり、前二者とは一線を画するものである。

奈良時代になると、高祖山（標高416m）山麓に怡土城が築造される。「続日本紀」によれば天平勝宝8（756）年から神護景雲2（768）年までの13年間をかけて築造されたと伝えられている。推定で面積が200haを越える広大な城であるが、現在遺構として判明しているのは、約2kmにわたる土塁と塹壕跡5カ所、倉庫跡数棟のみである。今後の発掘調査に期待が寄せられる。

また、大字三雲の北端には「郡の前」、「郡の後」の小字名が残されている。「郡」の名から付近に「郡衙」等の奈良時代以降の地方官署の存在も推定されているが、本格的な調査が行われておらず、実態は不明である。



- 1 末永古屋敷遺跡 2 末永高木遺跡 3 井原1号墳 4 井原2号墳(消滅) 5 繁山古墳
 6 繁山古墳 7 三雲南小路遺跡 8 井原銀溝遺跡(拵定塚) 9 雪山神龜石 10 高上石町遺跡
 11 狐塚古墳 12 線瓶冢古墳 13 ワレ塚古墳 14 平原遺跡 15 上鏡子遺跡 16 志登支石墓群
 17 御道具山古墳 18 泊大塚古墳 19 波多江遺跡 20 池田東遺跡群 21 細氏遺跡群 22 丸腰山古墳
 23 今宿大塚古墳 24 勘崎古墳 25 高祖東谷1号墳 26 高祖複町遺跡 27 高祖大鶴遺跡
 28 西堂四反田古墳 29 井原作出古墳
 A 三雲・井原遺跡群 B 怖土城跡

Fig. 2 末永古屋敷遺跡・末永高木遺跡の位置と周辺の遺跡(1/50,000)



Fig. 3 末永古墳敷道跡周辺の地形(1/2,500)

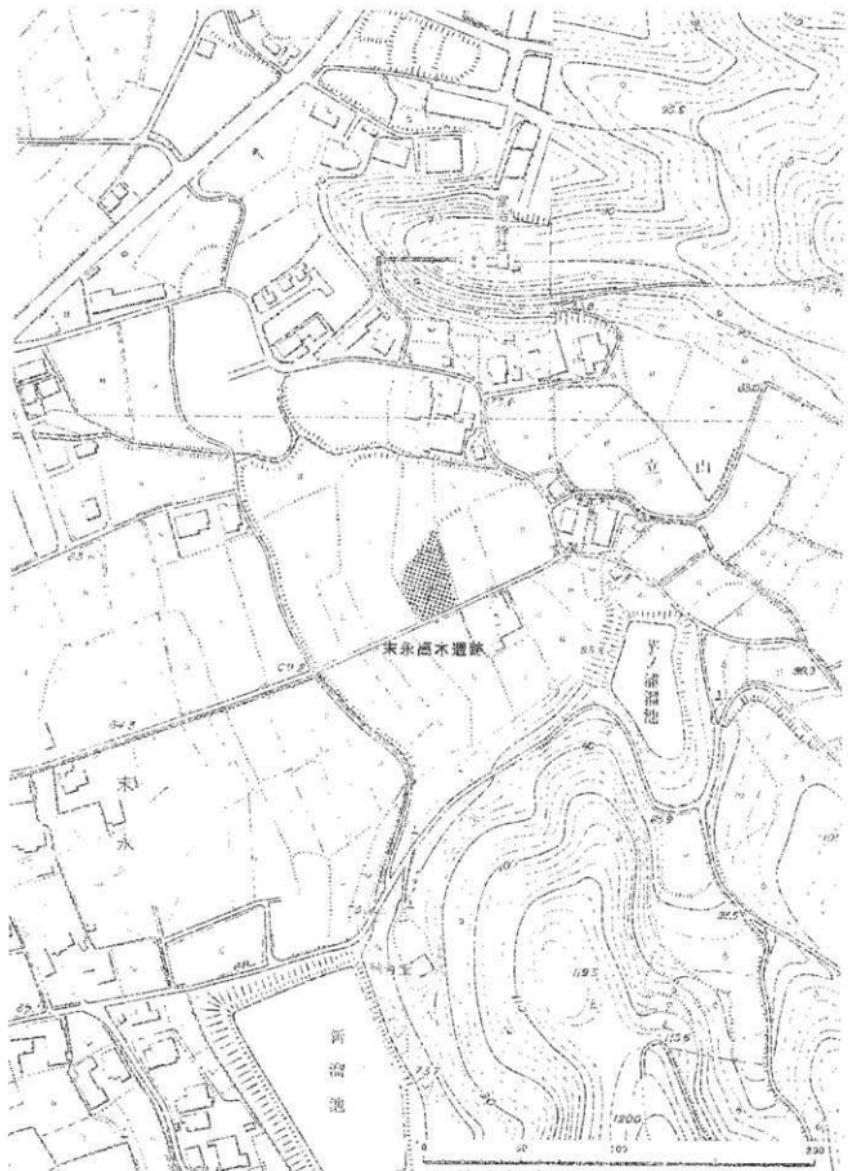


Fig. 4 末永高木遺跡周辺の地形(1/2,500)

III. 末永古屋敷遺跡

1. 調査の概要

末永古屋敷遺跡は標高66mを割る河岸段丘上に立地し、現況は水田であった。遺跡のすぐ西側には川原川の流路となっており、川に隣接した場所に位置している。流路との比高は約5mを測る。このような立地から調査区の南部から西部の連山は川原石を含む疊層となっている。遺構検出面はわずかに北に向かって傾斜しているが、ほぼフラットである。遺構の多くは北半部で検出されているが、これは水田の造成等により南半部が削平されたためと考えられる。調査によって検出された遺構は、掘立柱建物1棟、柱列5条、土坑3基、溝2条、ピット多数等であった。いずれも中世以降のものである。ピットの大部分は調査区の北東部に集中していたが、掘立柱建物として確認できたのは1棟のみであった。調査面積は約1,100 m²であった。

出土遺物は土師器、須恵器、瓦器、陶器、磁器等であるが、細片が多く、量的にも少ない。その他では宋錢、硯、石鏡が出土している。

2. 調査の記録

(1) 掘立柱建物 (Fig. 5)

調査区の北東部、C～D-1～2グリッドで検出した。3間×1間の東西方向の建物で、主軸はN-63°-Eである。西側の桁は梁に直交しない。梁行長は南側で460 cm、北側で420 cm、桁

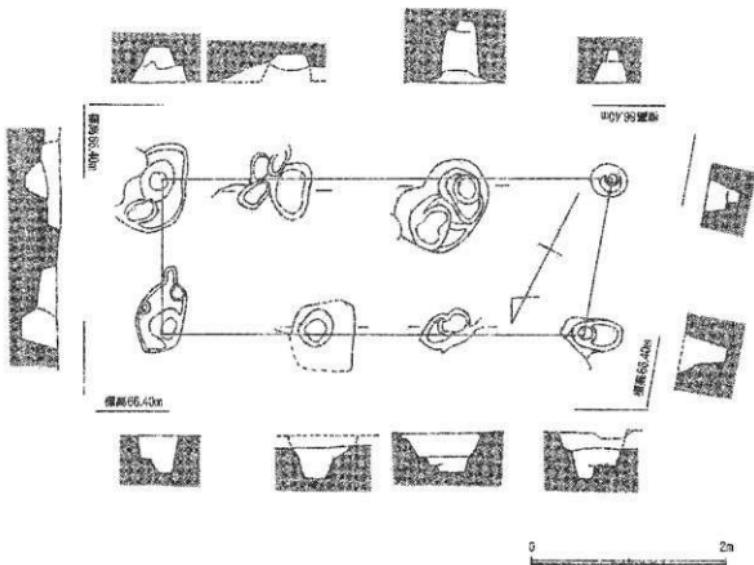


Fig. 5 掘立柱建物実測図(1/50)

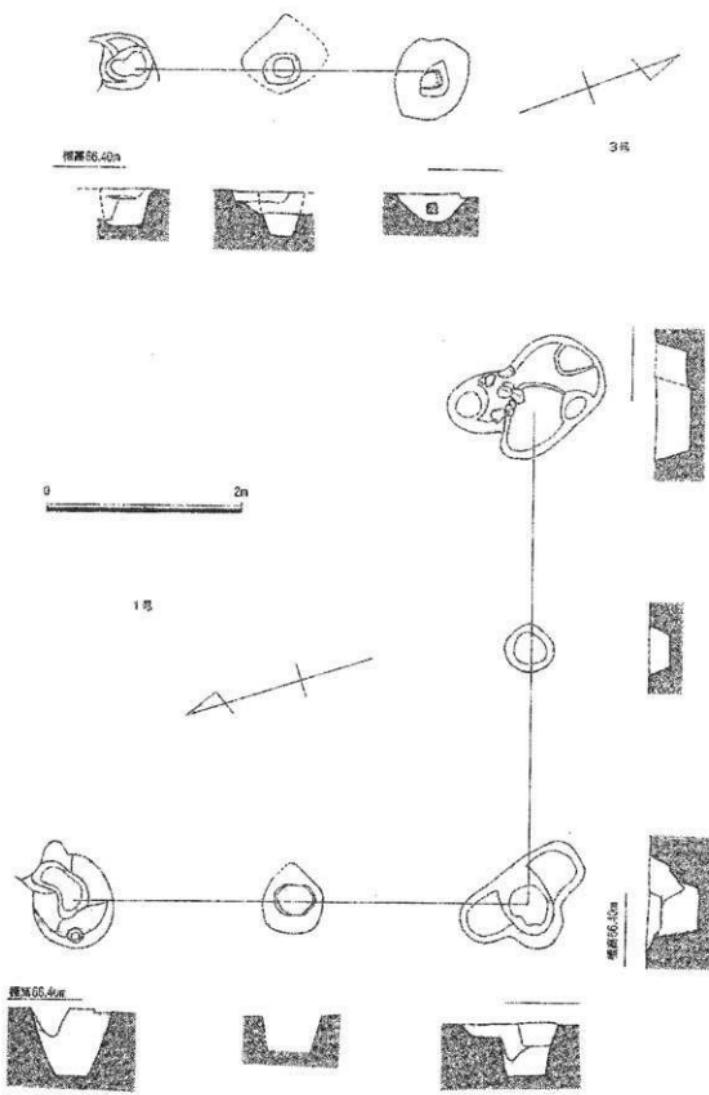


Fig. 6 柱列実測図 I (1/50)

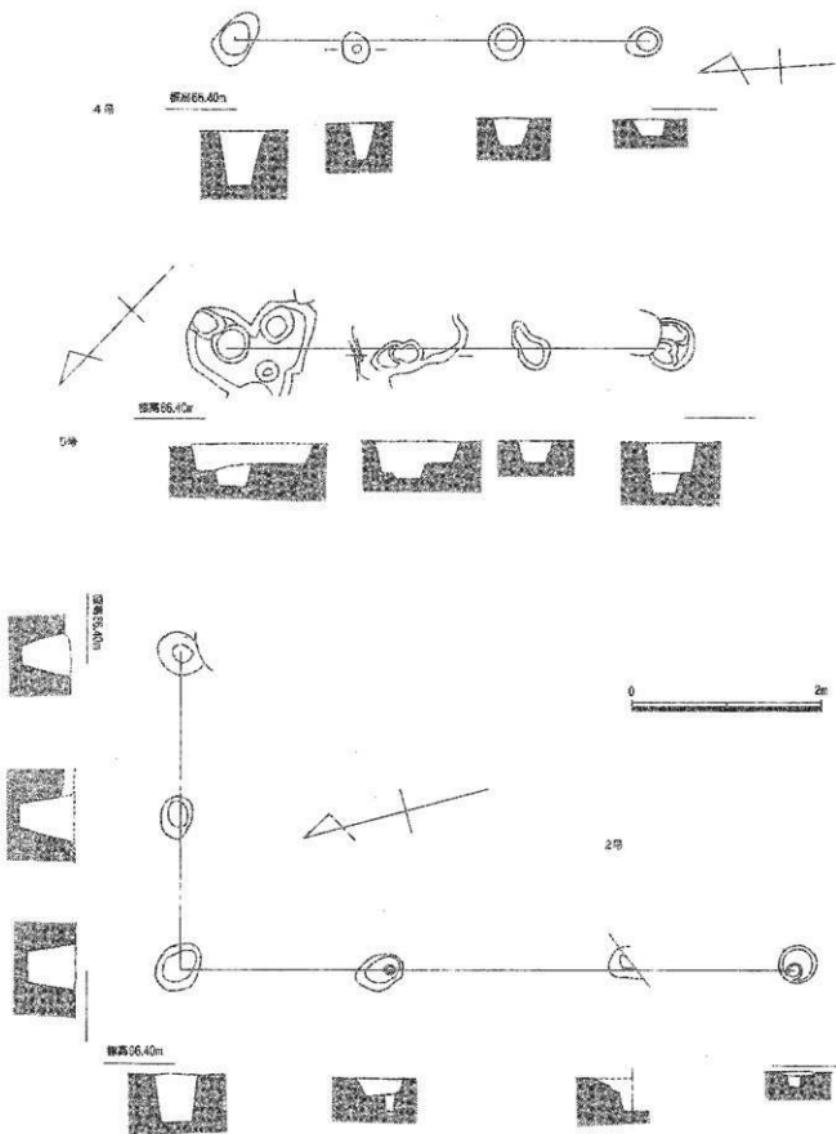


Fig. 7 柱列実測図 II (1/50)

行長は160 cmの小型の建物である。梁方向の柱間は140 ~ 170 cmである。柱穴の埋土から土師器、瓦器、陶器の破片が出土しているが、いずれも細片で図示しえなかった。

(2) 柱 列 (Fig. 6, 7)

ピットの中には建物の柱穴にはならないが、L字型や直線に並ぶものがみられた。これらを柱列としてあげてみる。板塀等になる可能性も考えられるが、遺構の性格は不明である。

1号柱列

D ~ E - 1 ~ 3 グリッドで検出した、L字型の柱列である。東列は2間で4.7 m、北列も2間で5.0 mを検出した。柱間は230 ~ 270 cmである。東列中央の柱穴には上面に平らな石が存在した。この部分だけ礎石があったとは考えにくいため、あるいは柱を抜き取った後に据えたものであろうか。柱穴の埋土から土師器、陶器、磁器、染付の破片が出土しているが、いずれも細片で図示しえなかった。

2号柱列

C ~ E - 2 ~ 4 グリッドで検出した、L字型の柱列である。北列は2間で3.4 m、西列は3間で6.5 mを検出した。柱間は170 ~ 240 cmである。西列の柱穴はやや不揃いな感じである。柱穴の埋土から土師器、瓦器の破片が出土しているが、いずれも細片で図示しえなかった。

3号柱列

C ~ D - 1 ~ 2 グリッドで検出した、直線の柱列である。3間で3.0 mを検出した。柱間は150 cmである。柱穴の埋土から土師器、須恵器の破片が出土しているが、いずれも細片で図示しえなかった。

4号柱列

C ~ D - 2 ~ 3 グリッドで検出した、直線の柱列である。3間で4.4 mを検出した。柱間は130 cmである。出土遺物はなかった。

5号柱列

C ~ E - 1 ~ 2 グリッドで検出した、直線の柱列である。3間で4.6 mを検出した。柱間は140 ~ 180 cmである。柱穴の埋土から土師器、瓦器の破片が出土しているが、いずれも細片で図示しえなかった。

(3) 土 坑 (Fig. 8 P.L. 3, 4)

1号土坑

調査区の中央部、E - 5 ~ 6 グリッドで検出した不整形の土坑である。長さ3.4 m、幅2.2 ~ 2.3 m、深さ30cmである。断面は皿状を呈し、底面南端にピットがあるが、土坑に伴うものかは不明である。土師器、須恵器の破片が出土しているが、いずれも細片で図示しえなかった。

2号土坑

調査区の北東部、C - 1 グリッドで検出した円形の土坑である。直径1.1 m、深さ50cm以上である。中には平石が充填されていた。完掘していないため下部の構造は不明である。土師器、陶器の破片が出土しているが、いずれも細片で図示しえなかった。

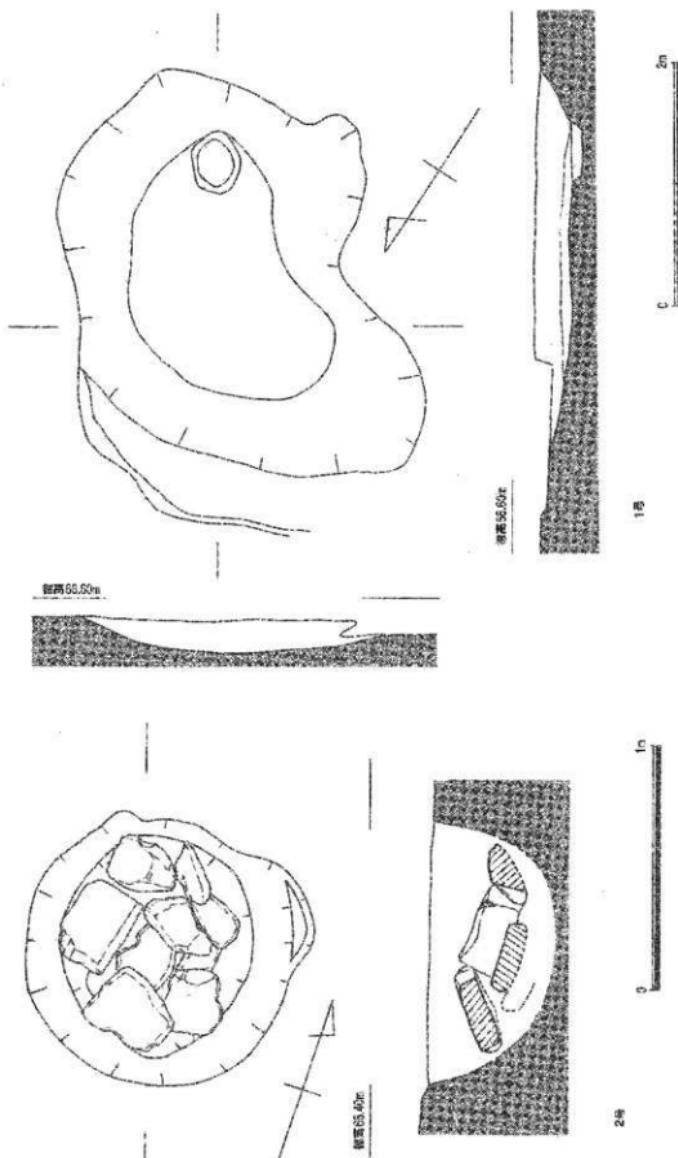


Fig. 8 土坑实测图(1/20·1/40)

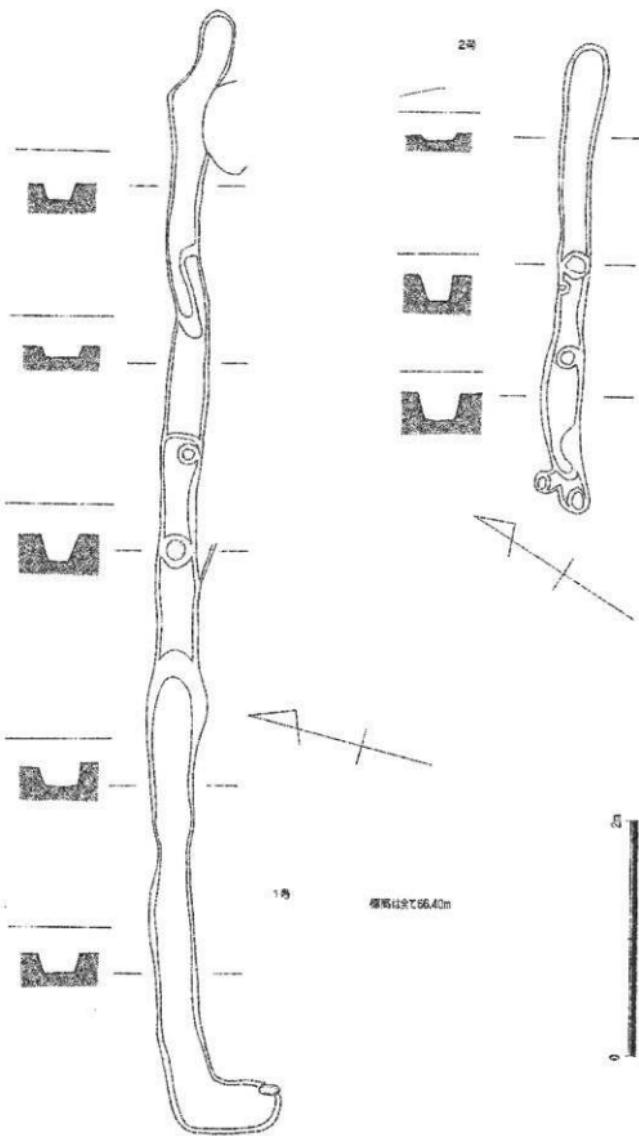


Fig. 9 溝実測図(1/40)

3号土坑

調査区の北端部、B～1グリッドで検出した土坑である。一部調査区外に広がり全形は不明である。現状で長さ2.5m、幅1.3mである。中には大小の石が乱雑に投げ込まれたような状態で検出された。土師器、磁器の破片が出土している。

(4) 溝 (Fig. 9)

1号溝

調査区の北端部、C～E～1グリッドで検出した溝である。東西方向の溝で、長さ9.8mを検出した。幅28～54cm、深さ10～20cm、である。西端部は南に屈曲し、L字型となる。土師器、陶器、磁器、染付の破片が出土しているが、いずれも細片で図示しえなかった。

2号溝

調査区の北東部、B～C～2グリッドで検出した溝である。東西方向の溝で、長さ4.0mを検出した。幅25～35cm、深さ10～20cm、である。土師器、陶器、磁器、染付の破片が出土しているが、いずれも細片で図示しえなかった。

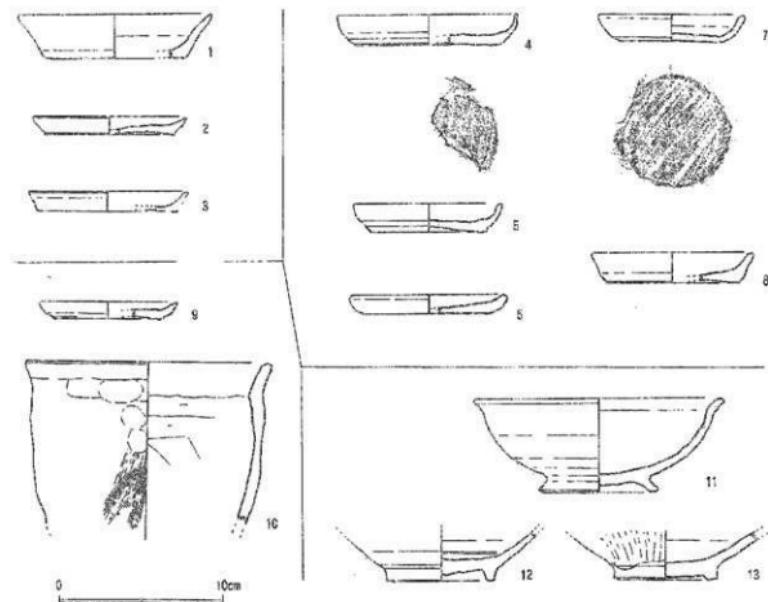


Fig. 10 出土遺物実測図 I (1/3)

(5) 出土遺物 (Fig. 10~12 P L. 6)

銅 錢 (Fig. 12)

4 枚が出土している。1枚は錢種が不明であるが、その他は宋銭である。いずれも遺構検出時に出土したものである。1は天聖元寶で、文字は楷書体である。直徑25.35 mm、方孔の一辺は6.7 mmである。裏面は無文である。天聖年間（1023~32）の铸造である。2は3枚の銅錢が鎔着したものである。1枚は元祐通寶で、文字は篆書体である。直徑24.75 mm、方孔の一辺は6.9 mmである。元祐年間（1086~94）の铸造である。1枚は紹聖元寶で、文字は行書体である。直徑24.6 mm、方孔の一辺は6.5 mmである。紹聖年間（1094~98）の铸造である。

3号土坑出土遺物 (Fig. 10-1~3)

いずれも土師皿である。口縁はヨコナデ、底部内面はナデ、糸切底である。2、3は底部外面に板目痕がみられる。1は復元口径11.8 cm、器高2.7 cm、2は復元口径9.4 cm、器高1.1 cm、3は復元口径9.6 cm、器高1.3 cmである。12世紀代のものであろうか。

トレンチ出土遺物 (Fig. 10-4~8)

いずれも土師皿である。口縁はヨコナデ、底部内面はナデ、糸切底である。底部外面に板目痕がみられる。4、5、7は口縁が内湾する。6は口縁が短く厚手である。4は復元口径10.9 cm、器高1.9 cm、5は復元口径8.9 cm、器高1.8 cm、6は復元口径9.2 cm、器高1.2 cm、7は復元口径8.9 cm、器高1.7 cm、8は復元口径9.8 cm、器高1.9 cmである。12世紀代のものであろうか。

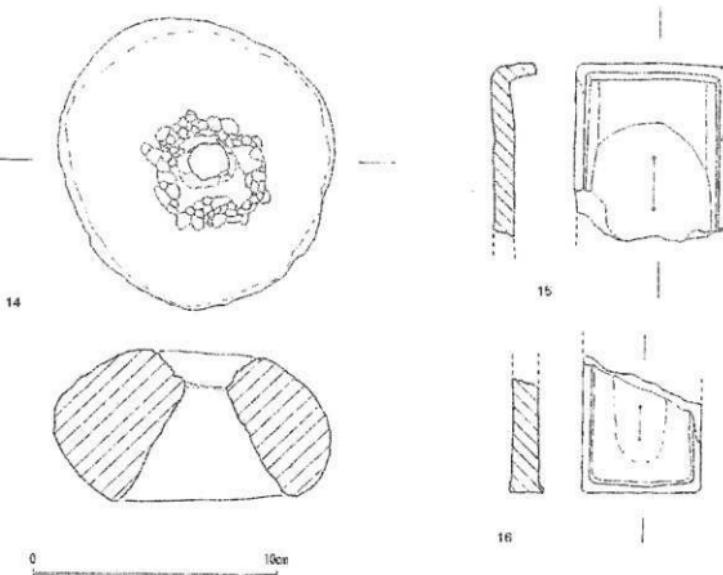


Fig. 11 出土遺物実測図 II (1/2)

その他の出土遺物

(Fig. 10-9~13、Fig. 11)

9は土師皿である。口縁はヨコナデ、底部内面はナデ、糸切底である。底部外面に板目痕がみられる。復元口径8.4 cm、器高1.1 cmである。10は土師器の壺であろう。口縁は横方向のナデ、外面は口縁直下はユビオサエの後ナデ、それ以下はハケである。内面は横方向のケズリの後ナデである。9、10は北隣の水田からの表採である。11は黒色土器B類である。口縁は外反し、高台は外反する。体部外面は下半部がケズリ、その後口縁下から3分の2ほどまでミガキが施されているが不明瞭である。口径15.1 cm、器高5.8 cmである。10世紀後半のものか。12、13は白磁である。12は外面は露胎で内面は施釉されるが、見込の外縁部は施釉されず、この部分には砂目痕がみられる。13は内外面ともに施釉されるが、高台部は露胎である。11~13は隣りの水田との境の石垣から出土した。

14は滑石製の石錠である。平面形は長径12.0 cm、短径11.0 cmの不整な楕円形で、厚さは6.2 cmである。中央の孔は内径1.7 cmで、両面穿孔である。上面の一部にススが付着する。C-3グリッドのピットから出土した。15、16は長方形の石硯の破片である。15は池と陸の一部で、幅6.5 cm、現存長7.2 cmである。かなり使い込んでいるようで陸部はくぼんでいる。砂岩質の石材を使用している。16は陸の一部で、幅4.9 cm、現存長5.6 cmである。陸部の中央はわずかにくぼんでいる。石材は凝灰岩質のものであろうか。C-3グリッドのピットから出土した。

3. 小 結

末永古屋敷遺跡付近は小字名が示すとおり、現在の末永の集落（遺跡の北約500 mに位置する）が近世までは存在していたところで、調査の結果では10世紀代以降の遺物が出土している。遺構の時期は個々に判断するのは難しいが、中世のものも存在する可能性は考えられる。ここにあった集落が営まれ始めた時期はいつなのか、それが長期間継続したものか、断続的なものかは今回の調査結果だけでは判断できないが、遺物の出土量から考えると長期間集落が存在したとは考えにくい。また、出土した宋銭がどのような経緯でここにもたらされたのかは、興味深いところである。

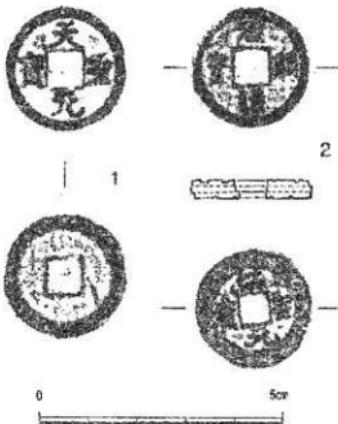


Fig. 12 銅 銭 (宋大)

IV. 末永高木遺跡

1. 調査の概要

末永高木遺跡は、標高約74mの丘陵上に立地し、現況は水田であった。遺跡は王丸山（標高453m）の北西麓にあたり、丘陵の端部付近に位置している。遺跡は山麓の谷の出口に位置し、周辺は山麓からの流出物により、傾斜のきつい扇状地が形成されており、水田の段差は1m前後である。

調査地点の基本層序（Fig. 14参照）は現代水田の耕作土の下に、褐色粘質土（1層）、黒灰色粘質土（2層）、暗褐色粘質土（3層）と続く。この3層からは、古墳時代以降の遺物が出土している。1層、2層は調査区の西半部にしか存在していない。その下に黒灰色砂礫層（4層）、明黒灰色砂礫層（5層）と続くが、遺物の出土はみられなかった。3トレンチの東部から2トレンチにかけて土層の乱れがある。2トレンチの東部で検出された、黒灰色土層（9層）あるいは黒灰色砂質土層（10層）が古墳時代の地山となると考えられる。

検出された遺構は、古墳1基、木棺墓1基であった。古墳は削平が著しく、基底部のみが検

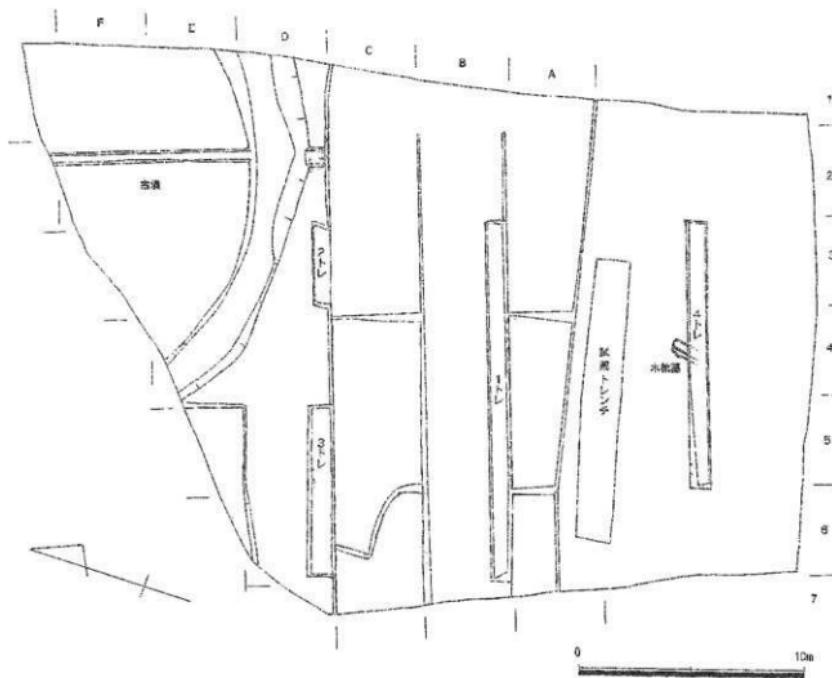


Fig. 13 末永高木遺跡全体図(1/200)

出された。直径20m程の円墳と考えられ、葺石が確認されている。5世紀代のものである。木棺墓は中世のものである。調査面積は約700 m²であった。

出土遺物は土師器、須恵器、瓦器、陶器、磁器等であるが、ほとんどが包含層からの出土で破片が多く、復元できるものはあまりなかった。特筆すべき遺物として、「伊刀郡託」と刻字された土器、「前田？」と書いた墨書き土器が出土している。

2. 調査の記録

(1) 古 墳 (Fig. 15, 16 P.L. 8~11)

調査区の北端に位置し、全体の3分の1弱を検出したが、大部分は調査区外に含まれる。隣接する水田の標高は、調査地点と同じであるため、古墳の基底部が遺存する可能性が高かったが、盛土施工であったことと、時間的な制約もあったため、調査は断念せざるを得なかつた。古墳は円墳と考えられ、直径約20mに復元できる。主体部は隣接する水田に存在するものと考えられるが、削平のため消滅している可能性が高い。

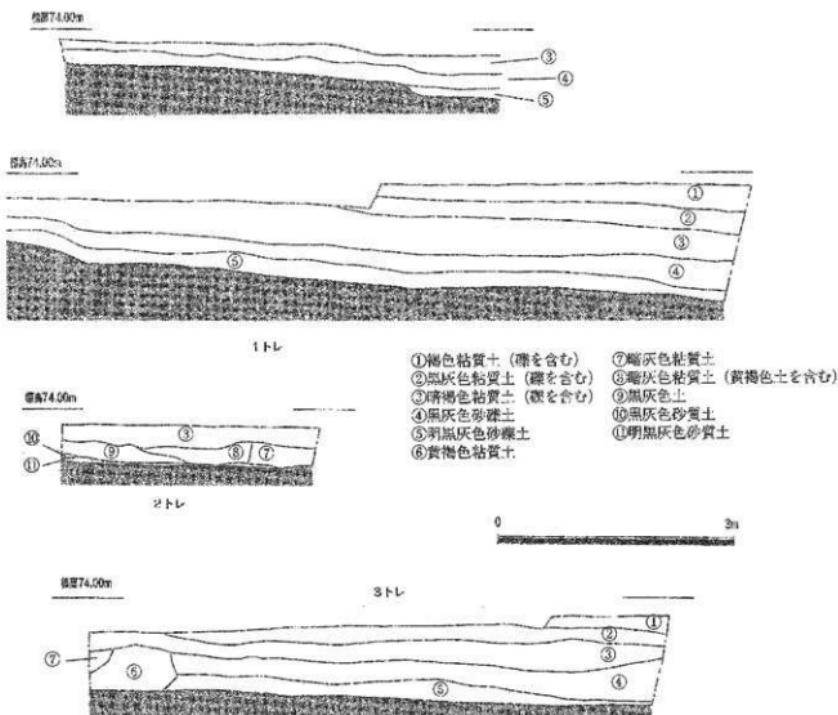


Fig. 14 トレンチ土層断面実測図(1/60)

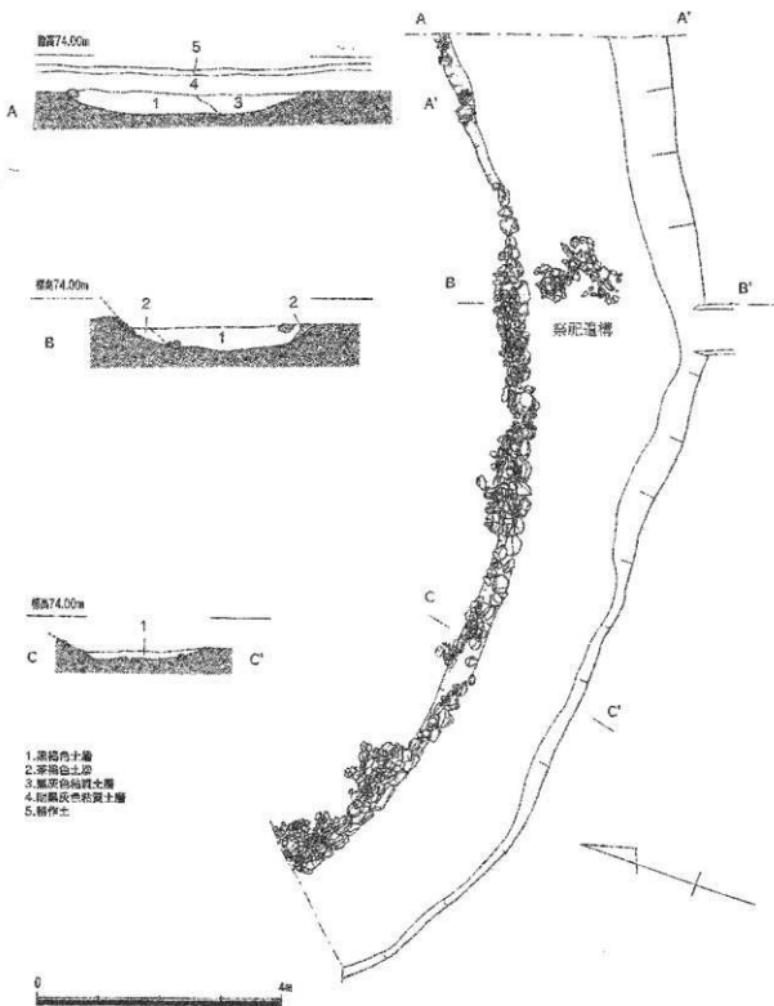


Fig. 15 莖石·周清实测图(1/80)

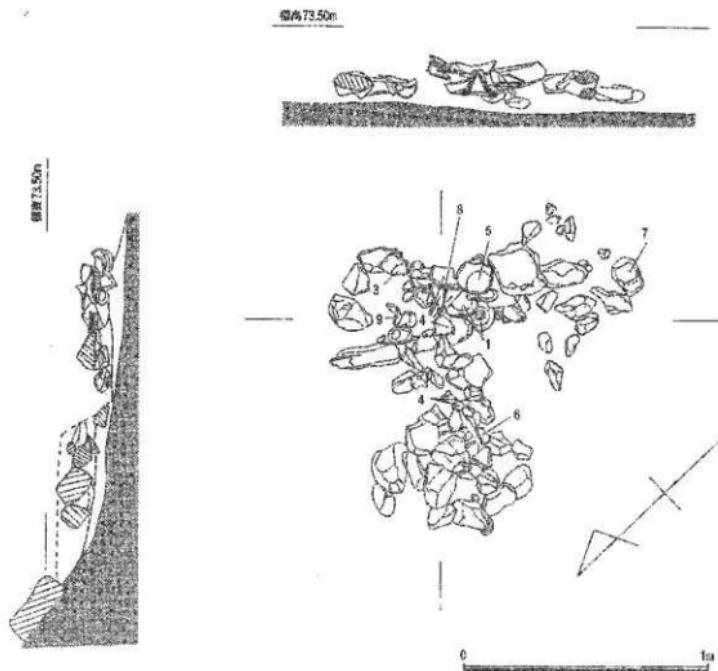


Fig. 16 祭祀遺構実測図 (1/20)

墳丘

墳丘盛土は削平のために完全に失われており、かろうじて基底部のみが遺存していた。基底部は周溝を掘削することにより造り出されており、斜面には葺石が施されている。葺石は根石にひとつかえほどのやや大ぶりの石を使用し、その上は小さめの石を使用している。葺石も破壊が激しく、とくに東側は根石も残存していない。墳丘の直径は復元すると約21mとなる。また、祭祀遺構の断面の観察から、現存する基底部の外側に石敷きにより、幅約60cmの平坦面を作り出している可能性もあり、この外側が墳裾となることも考えられる。ここが墳裾だとすると、直径約22mとなる。

周溝

周溝は東端が最も広く幅3.2mで、西に行くに従い狭くなり、西端が最も狭く幅1.8mである。深さは約30cmが遺存する。

祭祀遺構 (Fig. 16 P.L. 10.11)

周溝内の東部から、集石とともに土器の高杯が検出された。集石は石匂いである可能性が高いが、現状では確証がえられなかった。現状では長さ約120cm、幅約70cmを測る。一部破壊されているようであるが、土層断面の観察からは攪乱は認められなかった。あるいは周溝が埋

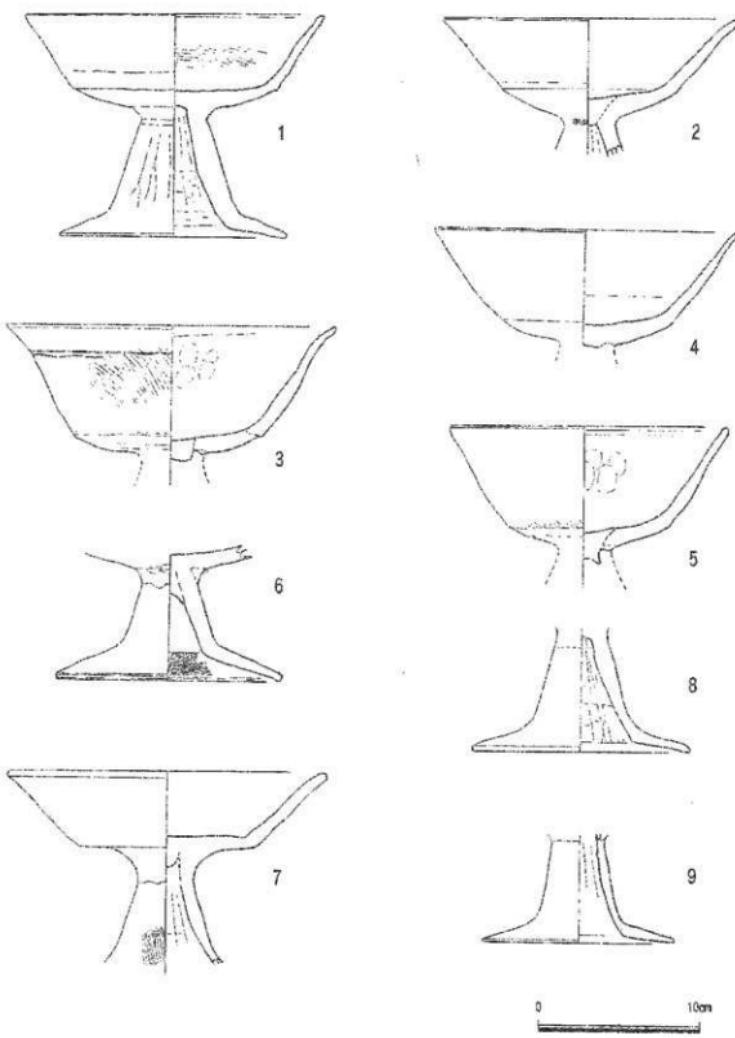


Fig. 17 禁祀遺構出土遺物實測圖 (1/3)

没するにつれて崩壊したものであろうか。出土した土器はすべて高杯で少なくとも7個体分はある。その他馬鹿に設定したトレンチから2個体分が出土しているが、これも祭祀遺構に伴う可能性が高い。

祭祀遺構出土土器

(Fig. 17 P.L. 13)

1、7は杯部がやや浅く、口縁が短く直線的に伸びる。1は口径18.3cm、高さ13.7cm、7は復元口径19.3cmである。調整は杯部内外面ともに横方向のナデであるが、1には内面にハケ目がみられる。1は脚部外面がケズリの後ナデ、屈曲部位以下は内外面ともにナデ、内面はケズリである。7は脚部外面がハケの後ナデ、内面はケズリである。2も杯部がやや浅いが、口縁がやや長い。調整は

1と同様である。復元口径18.1cmである。3～5は杯部が深い。3は口径18.4cm、4は口径20.2cm、5は復元口径17.0cmである。調整は1と同様であるが、4、5には外面にハケ目、内面にユビオサエ痕がみられる。4は口縁端部がわずかに外反し、外面に沈線が巡る。6、8、9は脚部の破片である。3～5とは別個体と考えられる。6は脚端部径13.5cm、8は復元径13.5cm、9は径11.7cmである。調整は外面ナデ、内面ケズリ、屈曲部以下は内外面ともにナデであるが、6は内面ハケである。

出土した土器の時期については、1、7は土師器IV式（柳田1991）である。3～5はIIIb式の可能性もあるが、出土した脚部はすべてIV式のものであり、3～5もIV式まで下がるものと考えられる。古墳の築造時期もこの祭祀遺構出土土器の年代に近いものと考えられる。

(2) 木棺墓 (Fig. 18, 19 P.L. 12)

調査区の南部で検出した。4トレンチの掘削時に刀子と土師皿の一部が出土したため、トレンチを拡張したところ、木棺墓の一部があることが判明した。壙方は幅65cmで木棺は壙方の東に寄って埋置されており、幅40cm、長さは160cmはあったものと考えられる。主軸はN-8°-Wである。木棺内には土師皿9枚と刀子1本が副葬されていた。その他、埋土から土師器片、須恵器片、鉄滓などが出土している。

出土遺物 (Fig. 19 P.L. 14)

1～9は棺内の副葬品で糸切底、板目痕がみられる。1～4は口縁が直線的に広がるもので、4は薄手のつくりである。1は口径9.8cm、器高1.1cm、2は口径9.7cm、器高1.2cm、3は口径9.1cm、器高1.0cm、4は口径9.5cm、器高0.9cmである。5、6は口縁が短い。5は口径8.9

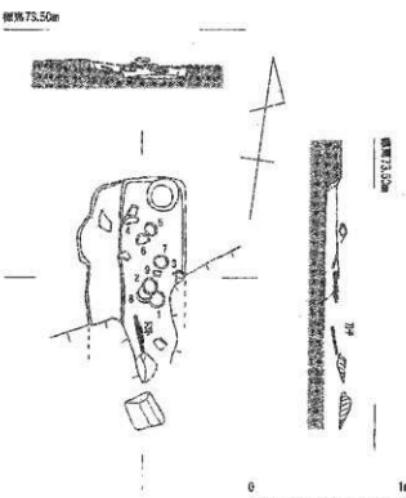


Fig. 18 木棺墓実測図(1/30)

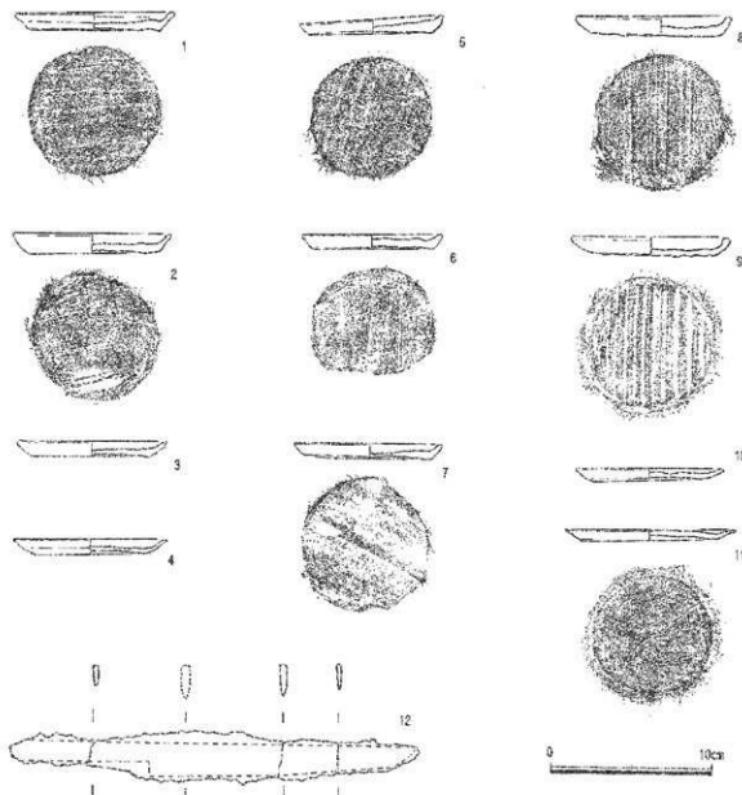


Fig. 19 木棺墓出土遺物実測図(1/3)

cm、器高0.9 cm、6は口径8.6 cm、器高0.9 cmである。7～9は口縁が内湾する。7は口径9.1 cm、器高1.0 cm、8は口径9.6 cm、器高1.3 cm、9は口径9.7 cm、器高1.2 cmである。10、11は上層からの出土であるが、木棺に伴うものと考えられる。形態は4に似る。10は口径9.1 cm、器高0.8 cm、11は口径10.5 cm、器高0.7 cmである。

12は刀子である。全体が鏽に覆われており、細部の形態は不明である。現状で長さ25.1 cmであるが、若干短くなると思われる。刃部の長さは推定で16 cmになるであろう。刀子としてはやや大型である。

出土した土師皿の時期については、口径が10.5～8.6 cmであるが、ほとんどが9～10 cmに納まるため、12世紀代のものと考えておきたい。

(3) 出土遺物 (Fig. 20, 21 P L. I)

刻字土器 (Fig. 20 P L. I)

D-1 グリッドで出土した。須恵器の大甕の口縁部で、復元口径約39cmである。調整は口縁から上半部にかけてはヨコナデ、外面は下半部はタテハケである。焼成は良好であるが、破断面をみるとやや茶色味を帯びている。文字は横位に鋭利な道具で線刻されている。「伊刀郡」の3文字は完全に判読できる。その下に部分的に欠損した文字があるが、「託」という字と考えられる。また、判読できる3文字の上にも線刻がみられ、これも文字の一部と考えられる。この土器の時期については判断に苦しむが、9~10世紀のものではないかと考えられる。

墨書き土器 (Fig. 20 P L. I)

D-1 グリッドで出土した。土師器の杯の底部である。3分の1程を欠損する。調整は外面がケズリで高台部はナデ、内面はナデである。外面底部に墨書きの文字がみられる。2文字が認められ、上の字は「前」である。もう1文字は一部欠損しているが、「田」ではないかと考えられる。高台の径から考えて、これ以上の文字が欠損部に書かれていた可能性は低い。土器の時期は8世紀代であろう。

その他の出土遺物 (Fig. 21 P L. 14)

1、2はD-2 グリッドの古墳周溝のトレーナーから出土した。祭祀遺構に伴うものと考えられる。1は口径17.7cm、器高13.2cmである。6、8は周溝内から出土したが、流れ込んだものであろう。

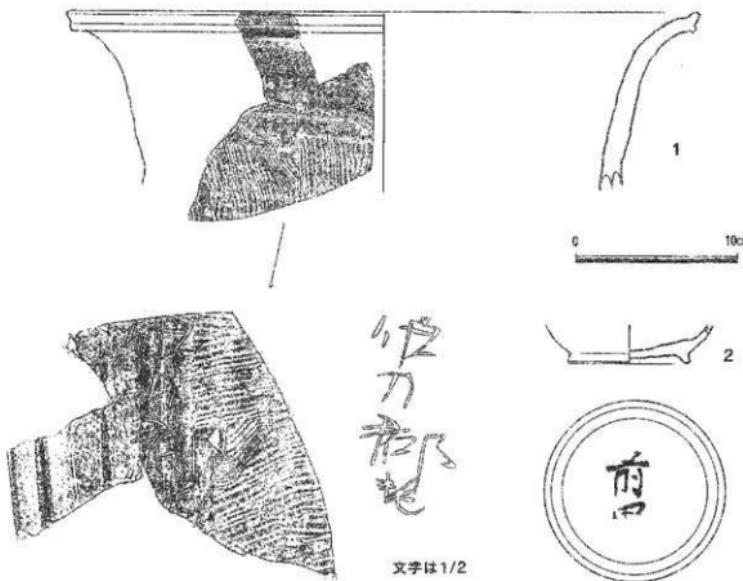


Fig. 20 刻字・墨書き土器実測図(1/2・1/3)

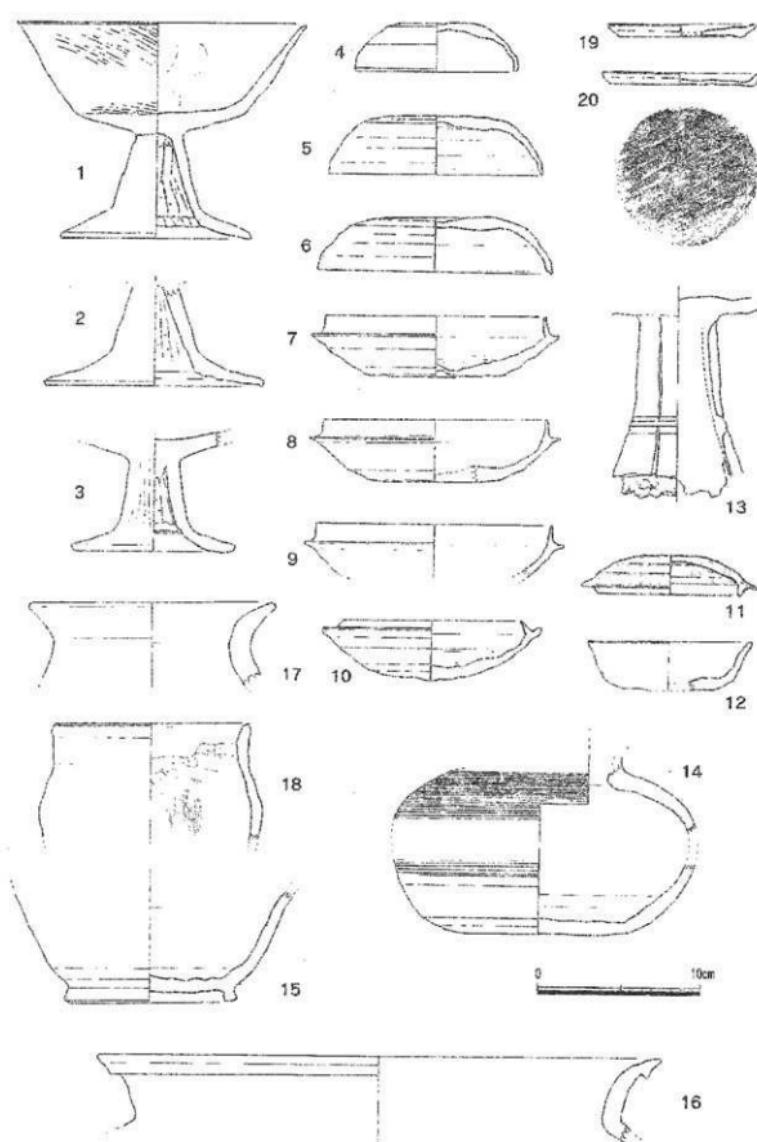


Fig. 21 出土遺物実測図(1/3)

6はヘラケズリが頂部の平坦面のみに施され、8も底部付近のみである。6は口径14.7cm、8は復元口径13.8cmである。4、7、9、10、11、12、14、16、17は暗褐色粘質土（3層）の出土である。4、7、9、10、11ともに調整は6、8と同様である。4は復元口径9.8cm、7は復元口径13.5cm、9は復元口径14.4cm、10は口径10.9cm、11は口径8.6cmである。12は杯身になるのか、復元口径10.0cmである。14は平瓶である。口頸部を欠損する。直径19cm程に復元できる。16は須恵器の甕の口頸部で復元口径34.6cmである。17は土師器の甕である。器面風化のため調査は不明である。3は黒灰色粘質土（2層）の出土である。土師器の高杯の脚部である。15は褐色粘質土（1層）の出土である。須恵器の壺であろうか。5、13はトレンチの出土である。5は復元口径13.1cmである。13は高杯の脚部であるが、内部に砂粒を多く含む須恵器の胎土と同様の粘土が充満している。重ね焼きをした時の台が焼き付いたものと思われる。18は土師器の甕であろうか。復元口径11.9cmである。19、20は土師皿である。糸切底で板目痕がみられる。19は復元口径9.1cm、20は口径9.7cmである。

3. 小 結

末永高木遺跡で確認した古墳は葺石を持つ、5世紀中頃の古墳であった。周辺の古墳で近い時期の井原作出古墳、西堂四反田1号墳も葺石を持つものであった（岡部裕1994）。いずれも墳丘は削平されており、基底部のみが検出されている。作出古墳は直径15mの円墳で主体部は検出されていない。築造時期は布留式の新段階とされているが、須恵器の模倣品が出土していることから時期は少し下ると考えられる。四反田1号墳は直径15mの円墳で主体部は古式の横穴式石室である。築造時期はTK-216型式期である。作出古墳では周溝内から高杯を主体とする土師器が出土しており、それも時期が張られているが、四反田1号墳からは主体部、周溝内から多量の須恵器が出土しており、2時期の追葬が確認されている。

四反田1号墳の石室の検出状況をみると作出古墳も横穴式石室であれば、石室の基底部が検出されるものと考えられることから、作出古墳の主体部は石棺系もしくは竪穴系の石室であった可能性が高いと考えられる。また、周溝から出土した土器が单一の壺式に限られることから、追加の埋葬はなかったものと考えられる。周溝からの土器の出土状況をみると、高木古墳も同様であったと考えられる。

作出古墳、四反田1号墳とともに6世紀後半～7世紀前半には古墳の周辺には、住居が営まれている。高木古墳付近からも同時期の須恵器が出土していることから、同様に住居が営まれた可能性があるが、調査では確認できなかった。

その他、鉄滓が出土していることから、付近に製鉄遺構が存在する可能性も考えられる。また、「伊刀郡託」と縫刻された土器が「調」であるとすれば、付近に古代の窯跡が存在する可能性もある。今後の調査の課題としたい。

《引用文献》

- 岡部裕後編 1994 「井原遺跡群 井原地区周辺の古墳群」 前原市文化財報告書 第51集
前原市教育委員会
- 柿田康雄 1991 「2 土師器の編年 2 九州」『古墳時代の研究 6』 雄山閣出版株式
会社

V. 付論　末永高木遺跡出土土器について

前原市教育委員会 瓜生秀文

1. はじめに

前原市大字末永に所在する末永高木遺跡の包含層中より頸部に「伊刀郡託」の文字が線刻されている須恵器的な陶器片と高台の底部に「前田」と墨書きされている土師器片が出土した。調査地は奈良時代に築城された「怡土城」と日向峰を挟んで隣接している。

「伊刀郡託」の文字が線刻されている須恵器的な陶器片は線刻土器のなかでも地名を線刻している数少ない資料の一つであり、全国でも数例しかなく、黒胎以外から発見されたのはこれがはじめてである。また、高台の底部に「前田」と墨書きされている土師器片も糸島地方で出土した数少ない資料の一つである。

本稿では、当該土器片がいかなる性格を有していた資料であるのかを推考するとともに、線刻及び墨書きされている文字の意味とその周辺にあるいくつかの問題について言及したい。

2. 「伊刀郡託」の文字が線刻されている土器片

(1) 土器について

古墳・奈良時代の流れをくむ土器で、その焼成は須恵器的であり又陶器的であるという特徴を持つ土器である。口縁部の復元口径は約39cmを測る。壺の類と思われるが、口縁部から頸部にかけての一部しか残存していないため不明な点が多い。焼成は良い方に属するものの、しっかりと焼きしまっているとはいいがたい。内外ともに黒灰色を呈し、胎土には白色砂粒を含む。調整としては頸部から腹部にかけて荒い刷毛目が施されている。この調整は古墳時代の土師器の調整に類似するものと考えられる。時期は「伊刀郡託」の線刻にある「郡」の文字からその上脛を「評」から「郡」に変更する大宝律令の成立した大宝元年（701）と理解することができる。また、「伊刀郡託」の線刻にある「託」の文字を「託社郷」の一部として考えると、当該土器の下限を『倭名抄』の成立した10世紀代とどちらえることができる。

(2) 線刻の解説

当該土器の外面の口縁部から頸部にかけて横文で右から左にかけて「伊刀郡託」の4文字が線刻されている。この線刻はこの土器の器形が完成した直後、乾燥前にヘラ状工具で刻まれたものである。

①「伊刀郡託」の「伊刀」の表記について

「イト」は古くは4世紀に成立した中国の史書『魏志倭人伝』のなかに「伊都國」として初見する。

「……（前略）……東南陸行五百里。到伊都國。官曰爾支。副曰泄謀瓶柄渠船。有千餘戶。世有王。皆統屬女王國。郡使往來常所駐。……（中略）……自女王國以北。特置一大率。檢察諸國。諸國畏憚之。常治伊都國。……（後略）……」

（『魏志倭人伝』）

中国で魏が成立した当時、わが国は弥生時代であり耶馬台國の時代でもあった。弥生時代にわが国に数多く存在したと考えられる小国家群のなかでも中国の史書に国名が登場する数少ない国の一つであった。また、魏の使者が伊都國に常に滞在し、かつ「伊都國」が「一率」とよばれる近隣諸国に対する検察機構を持っていたこともわかっている。次に確認できるのは『古事記』・『日本書紀』をはじめとするわが国の文献史料である。

「故、其政未竟之間、其懷妊産、即為鎮御腹、取石以纏御裳之腰而、渡竺紫國、其御子者、阿礼坐。故、号其御子生地謂字美也。亦、所纏其御裳之石者、在筑紫國之伊斗村也。」
（後略）

（『古事記』・中卷・神功皇后）

「又筑紫伊都縣主祖五十跡手、聞天皇之行、拔取五百枝賢木、立干船之舳櫓、上枝掛八尺瓊、中枝掛白銅鏡、下枝掛十握劍、參迎干穴門引鳴而獻之。因以奏言、臣敢所以獻是物者、天皇如八尺瓊之勾、以曲妙御字、且如白銅鏡以分明看行山川海原、乃提是十握劍、平天下奉。天皇即美五十跡手、曰伊蘇志。故時人號五十跡手之本土、曰伊蘇國。今謂伊觀者訛也。」
（後略）

（『日本書紀』・仲哀天皇八年正月4日条）

「子時也、適當皇后之開始。皇后則取石持腰、而祈之曰、事竟還日、產於茲土。其石今在于伊都縣道邊。」
（後略）

（『日本書紀』・神功孫前条）

上記の史料によると、『古事記』の成立した和銅5年（712）に「伊都（斗）」、『日本書紀』の成立した養老4年（720）に「伊都（觀）」が引き継ぎ使用されていることがわかる。

さて、『筑前國風土記』が成立する天平期になると表記が「伊都」から「怡土」へと変化している。

「筑前國風土記曰、怡土郡。昔者、穴戸豊浦宮御宇足仲彦天皇、將討球磨噐幸筑紫之時、怡土縣主等祖五十跡手、聞天皇幸、拔取五百枝賢木、立干船舳櫓、上枝掛八尺瓊、中枝掛白銅鏡、下枝掛十握劍、參迎干穴門引鳴獻之。天皇勅問阿誰人五十跡手奏曰、高麗國意呂山、自天降來日神之苗裔五十跡手是也。天皇、於斯譽五十跡手曰、格乎^{アハハハ}、五十跡手之本土可謂格勤國、今謂怡土郡、訛也。」

（『筑前國風土記』・逸文）

『筑前國風土記』では「怡土」の地名の起源が説明されていて、「つつしみはげんで奉仕する」という意味の「格勤」が訛ったものという。『日本書紀』にも同様の記載がある。以上のこと

から、平安時代初期に『倭名抄』が成立する承平年間（931～938）以前に「イト」は「伊都」→「伊都（魏・斗）」→「怡土」へとその表記は変遷するものの、「イト」と同じ発音をしていたことがわかる。そこで当該土器の線刻の「伊刀」も「イト」と發音できることから、この「伊刀」は『古事記』・『日本書紀』・『筑前國風土記』・『倭名抄』にはみられない新しい「イト」の表記としてとらえることができる。

②「伊刀郡託」の「郡」について

「郡」は律令地方官制である国郡里制の「国」に次ぐ行政組織である。そもそも日本の国郡里制は中国の「唐」の州県郷里制を繼受したものである。「唐」の州県制は州の勅司も県の県令も中央派遣官を中心とする行政組織・行政区画を重層化した制度であった。それに対して日本の國郡里制は国の国司が中央派遣官であるのに対して、郡の郡司には地方の在地豪族を任命するという性格の異なる行政組織・行政区画を重層化した制度である。里制についても、唐では、自然集落である坊・隣と人為区分である郷・里が重層しているのに対して、日本では、人為区分である里制に一元化しているという相違があった。さらに、唐の州県郷里制は都城を含む全国的一律の行政区画であったのに対して、日本の国郡里制は都城を含まない行政区画であった。

ところで、日本の國郡里制は大宝律令（701年）で成立したとされるが、その前史には7世紀後半の評制から国評里制への過程がある。また、里制が靈龜1年（715）に郷里制に、天平11年から天平12年（739～740）に郷制に変わることによって、国郡郷里制から国郡郷制へと変化することになる。当該土器の線刻はわずか4文字しか残存していないためこの「郡」がいつのものが不明である。ただし、大宝律令（701年）が成立した後の「郡」であることは間違いない。

③「伊刀郡託」の「託」について

『倭名抄』筑前國怡土釋条には「鮑田・託社（社）・長野・大野・雲須・良人・石田・海部」の8郷の記述が確認できる。『倭名抄』を参照すると当該土器の線刻は「託社（社）郷」の「託」に相当することは間違いない。しかしながら、「託社（社）」の下につく記述が「郷」・「里」のいずれかは不明である。

④「伊刀郡託」の「伊」の上に線刻された文字について

「伊」の文字の「弔」の上に若干重なったように「弔」とある。これは「筑前國」の「前」もしくは「國」の一節であると考えられる。

（3）土器及び線刻の考察

当該土器の外側に線刻された数少ない文字からその意義を追及しなければならないため、あらゆる可能性を捜索する必要がある。

①当該土器の用途について

当該土器の用途について分類すると以下の二つに大別することができる。

分類1. 「調」を輸送するための容器であった。

分類2. 当該土器自体が「調」であった。

分類1に関して、当時の筑前國の「調」として「延喜式」には以下のように規定している。

「筑前國 調」

調。絲卅九納。貢布卅五疋。綿紬五疋。席三百六十三枚。大壺九口。小壺百九十五口。甕一

百九十五口。麻笥簀五十六口。水桶三百廿口。海石榴油一斛四斗六升四合。御取鐵二百六十斤。羽割鐵六斤。葛貢鐵百八斤。蒸鐵一百廿五斤。鞭鐵廿四斤。腐耳鐵一百八十二斤。醬鉗一百廿八斤。鮑鉗二百八斤。海藻三百六十八斤二兩。自餘輸綿。布。鐵。米。鹽。薄鰻。火燒鰻。雜魚鱈。

麪。熬海鼠八百廿八斤。塙三石九斗七升五合。自餘輸綿。布。鐵。米。鹽。薄鰻。火燒鰻。雜魚鱈。

中男作物。木綿。穀皮。麻。席。防壁。蘆薦。韓薦。苦。蕷。漆。胡麻油。桂油。鹿脯。鹿蠅。押年鯛。烏賊。鰐鱈。雜魚楚剖。腐耳鰻。鮑鰻。鹽漬鰻。鮑鰻。醬鰻。鹽漬年魚。海藻。」
〔延喜式〕・卷第24・主計上)

現在までの調査で筑前国怡土郡からは「調」として「紫草」を大宰府へ輸送していることがわかっている(註1)。しかしここで当該土器が「調」を輸送するための容器であったと強いて推測するならば、この中に入れられたものは圓形というよりむしろ液状のものであったにちがいない。ただし、この他に史料がないためにこれ以上の考察は難しくなる。そのために当該土器が「調」を輸送するための容器であったとする理解は現在のところ見送るべきであろう。

分類2に関して、土器(須恵器)を「調」として大宰府へ輸送していた類例として福岡県大野城市牛頭ハセムシに所在する牛頭窯跡群ハセムシ12地区の灰原から出土したヘラ描きされた須恵器(甕)がある。この資料の線刻は当該土器と同様に頸部から胴部にかけて縱書きもしくは横書きに線刻が施されている。その内容の一例を記すことにする。

筑紫前国奈河郡	「地名」
手東里	
大神君百江	「人名」
大神君麻呂	
内棕人麻呂	
并三人奉調大原一俵	「人数・調納名・量」
和銅六年	「年・月・日」

この資料から、須恵器そのものを「調」として大宰府へ出す際、まず、「国名・郡名」、さらに「人名」(納稅者)、「人数、調納物の名称、数量、年月日」と続く線刻の体裁があったことがわかる(註2)。残存状態がわるいため全体像は不明ではあるものの、当該土器も「伊刀郡託」の地名を示す線刻が確認できる。この線刻は土器の器形が完成した直後、乾燥前にヘラ状工具で刻まれたものであることから、明らかに当該土器自体が目的をともなったものといえる。そのことを考慮に入れると欠損部分に「人名」(納稅者)、「人数、調納物の名称、数量、年月日」と続く線刻があった可能性がたかい。以上から、当該土器自体が「調」であったと理解しても問題はないと考える。

②線刻について

当該土器の線刻について考えることにする。

i) 当該土器の時期について

当該土器の線刻の一部に「郡」がある。前に説明したように「評」から「郡」に地方行政単位が変更されたのは大宝律令が成立した大宝元年（701年）であることから、大宝元年を当該土器の時期の上限として理解することができる。下限については「託」の線刻を「託社（社）郷」の一部としてとらえると、「倭名抄」の成立した承平年間（931～938）と理解することができる。

『筑前國風土記』が成立した天平4年（732）には（註3）筑前国内において郡以下の地方行政単位の整備が実施されていたと想定される。しかし、残念なことに今日までその逸文しか残存していない。『筑前國風土記』・逸文には天平4年当時の筑前国における当郡の郡名は「怡土」（イト）であったと記載しているが治土郡の下部地方行政単位については何も伝えていない。ただし、『筑前國風土記』と同時期に成立した『肥前國風土記』には郡の下部地方行政単位として「郷」・「里」の記述があることから、『筑前國風土記』にも郡の下部地方行政単位として「郷」・「里」の記述があったと想定できるが、天平4年当時に果たして「託社（社）」と称する怡土郡の下部地方行政単位が存在したか否かは不明である。

なお、この問題を解明することは当該土器の時期幅を縮小することになる。その意味からも今後の資料増加及び調査研究に期するところである。

ii) 「託」について

当該土器の線刻の一部に「託」がある。この「託」の線刻を『倭名抄』の記述にある「託社（社）郷」の一部としてとらえることができる。ここでは「託社（社）」の地名の由来について考えることにする。「託社（社）」の地名の由来について分類すると以下の二つに大別することができる。

a. 宅蘇吉士（吉士集団）に因む地名

b. 肥後地方（肥後國宅麻郡…帯）からの移住によって成立した地名

分類aに関して、大宝2年の『筑前國鳴郡川辺里戸籍』（註4）から、嶋郡の大領（郡司）であった「肥君猪手」は「宅蘇吉士」と婚姻関係にあったことがわかる。本来、「吉士」とは新羅国の17等官の11位にあたり、吉士を冠した吉士集団は新羅国における下級官人である（註5）。倭国では対外交渉を駿掌としていた。その吉士集団の一派である「宅蘇吉士」が婚姻していたために「宅蘇」に因んで「託社」という地名になったと考えができる。なお、もともと「宅蘇」という地名があつてその地に吉士集団の一派が進出したためにその地名を冠して「宅蘇吉士」となったと理解する説もある（註6）。

分類bに関して、大宝2年の『筑前國鳴郡川辺里戸籍』から、嶋郡の郡司は「肥君」であったことがわかる。本来、肥君は肥後國八代郡氷川流域の肥伊郷を本貫とする豪族であった。筑紫君磐井の乱後、筑紫君に代わって筑前國鳴郡をはじめ各地に進出する。その際、付属勢力を伴っており、肥後國飽田郡一帯から人々が移住させられたようだ。その移住させられた人々が婚居していただるために出身地の地名を冠した「飽田」の地名が成立したと考える。さらに、肥後國宅麻郡一帯からも「肥君」の進出に伴って人々が移住させられたようだ。その結果、「託社（社）」の地名が成立したと考えることもできる。なお、肥君一族の進出及び移住の時期について推古10年（602）ととらえる説もある（註7）。

以上、2つに分類したが紙面の制約があるため、これ以上の考察は難しくなる。後日、別稿で考察したいと思う。ここでは説の紹介にとどめることにする。

iii) 「イト」の表記と識字率

平安時代初期に「倭名抄」が成立する承平年間（931～938）以前に、「イト」は「伊都」→「伊都（觀・斗）」→「怡土」へとその表記は変遷するが「イト」と同じ発音をしていたことがわかる。そこで当該土器の線刻の「伊刀」も「イト」と発音できることから、この「伊刀」は「古事記」・「日本書紀」・「筑前國風土記」・「倭名抄」にはみられない新しい「イト」の表記としてとらえることができる。そこで、ここでは新しい「伊刀」の表記がなされた理由について考えることにする。

まず、地名の記載に関する史料を示すこととする。

「畿内七道諸国郡郷名、着好字。其郡内所生、銀銅彩色草木禽獸魚虫等物、具綠色目、及土地沃晴、山川原野名号所出、又古老相伝旧聞異事、載于史籍言上。」

（『続日本紀』和銅6年5月2日条）

これは「風土記」編纂に關する記事であるが、そのなかに「畿内と七道との諸国の郡郷の名は好き字を着けしむ」という記述がある。「延喜式」民部上にも「凡諸国部内郡里等名。並用二字。必取焉名。」とあることから、地名を表記する際「好き字」を用いるのが中央政府の一貫した命令であったようだ。そこで再び「イト」の表記に着目すると、「伊都」→「伊都（觀・斗）」→「怡土」へと変遷しているのがわかる。なかでも、「筑前國風土記」を編纂した天平4年以降、「イト」郡の表記として「伊都（觀・斗）」から「怡土」という「好き字」を用いなさいという趣旨の命令が中央政府から大宰府経由で怡土郡の郡司まで伝達されたにちがいない。それにもかかわらず当該土器を「調」として出そうとした怡土郡の民衆は「伊都（觀・斗）」・「怡土」のいずれでもなく、「伊刀」という線刻を施しているのである。

その理由の一つとして、当時の民衆の識字率が低かったことがあげられる。当時漢字を用いて文書等を作成できたのは郡司階級の人々だけであった。なぜなら、郡司はその子弟を大宰府に「書生」として送り込み事務等の経験を積ませた。このことは大宰府との結びつきを強化する目的も兼ねており、その「書生」として大宰府で事務等の経験を積み終えた子弟は帰郷して郡司になっていたと考えられている。このことを大宰府側にたって考えると、郡司の子弟を「書生」として採用することは律令的人材を育成する目的を兼ねており、「書生」として大宰府で事務等の経験を積み終えた子弟を地方に郡司として任命することは律令制の浸透を推進することになったと理解できる。そのために怡土郡においても漢字に精通していたのは郡司階級の人々だけであったことが想定される。

以上のこととふまえて考えると、当該土器を「調」として出そうとした怡土郡の民衆が正確な「イト」の表記をできなかったのも理解できる。ただし、牛頭窯跡群ハセムシ12地区の灰原から出土したヘラ彫きされた須恵器（壺）の線刻には郡名として「奈河郡」・「仲郡」の2種類あることが確認されている（註8）。このことを考慮にいれると、必ずしも中央政府が指定する表記に因襲していないことが伺われ、「地名」・「人名」・「人數・調納名・量」・「年・月・日」を明確にする目的さえ達成すればそれが異なる表記でもある程度は許可されたとも理解できる。

いずれにしても史料の制約もあり、これ以上の考察は難しくなる。この問題についても今後

の関連史料の増加と調査研究に期するところである

3. 「前田」の墨書き土器片

(1) 土器について

奈良時代の土師器である。器種は杯（高台付杯）で復元高台径7.6cmを測る。焼成は良く、しっかりと焼きてしまっている。内外ともに赤茶色を呈し、胎土にはわずかに白色砂粒を含む。調整としては内外ともにみがきが施されている。時期は器形から8世紀前半から8世紀中頃におさまると考えられる。

(2) 墨書きの解説

当該土器の外腹の高台底部に「前田」の2文字が墨書きされている。この墨書きはこの土器が完成した後に成されたものである。この「前田」の墨書きについて分類すると以下の3つに大別することができる。

分類1. 「条里制」に関する地名

分類2. 人名に関するもの

分類3. 施設（駅家）に関するもの

分類1に関して、末永高木遺跡の周辺の地名を調査したところ「前田」という小字名が3ヶ所確認できる。このことから耕地造成のため「前田」地区の人々が動員され、同地区的土砂を搬出したと考えができる。

治土郡には「条里制」が施行されており、特に末永高木遺跡の周辺はその痕跡をよくのこしている。そこでこの耕地造成を「条里制」にともなうものとして考えると当該土器は地鎮祭に用いた土器の一部であったと理解することができる。ただし、この他の関連資料が末永高木遺跡およびその周辺からも出土していないため、当該土器の墨書きが「条里制」に関する地名を示すのか否かは現在のところ不明である。その意味からも今後の「条里制」関連資料の増加と調査研究を待ちたい。

分類2に関して、「前田」という人名を調査したところ、大宰府政所跡から「合七人前田臣」と墨書きしている奈良時代（中期～後期）のものと考えられる木簡が出土している（註9）。なお、若干時期は下るが「前田」に関する史料があるのでそれを示すことにする。

「筑前國奏言。上座郡大領外從七位上前田臣市成。理郡年久。善政日闇。百姓同聲。

謂之不煩。請假外從五位下。積効爲眞。從之。」

（『文德實錄』齊衡2年11月8日条）

上記の史料から、齊衡2年（855）筑前國上座郡の大領（郡司）として「外從七位上前田臣市成」の名を確認することができる。

さらに、寛徳2年（1045）の『大宰府政所牒案』にも「前田」の名を確認できる。

「府政所牒 観世音寺衝 「在少判」

欲任宮内卿帥時公驗領知爲学校院并府老千兼等、被
相妨寺家四至内南西両方状

牒、得彼寺牒状件、件寺是鎮護國家之砌、從建立之昔、點定四至之內、如此無妨、加之故民部卿殿御時、長元六年七月七日廳判已明鏡也、而學校院并府老千兼等強言上於大府戒妨、數百年專無如此例矣、望讓府歲、任道理被紀定、將仰嚴政之貴者、都督藤原卿宣、件四至可依宮內卿時公驗之由、宜牒送如件、寺宜察之狀、依宣領知、以牒、

寛德二年二月廿九日 少監大藏朝臣
少監御春朝臣 在判
權大監豐嶋真人
少 監豐嶋真人
少 监平 朝臣
權大監藤原朝臣 在判
少 监藤原朝臣
權大監藤原朝臣 在判
少 监大藏朝臣
權少监紀 朝臣
少 监藤原朝臣
少 监酒井朝臣 在判
權少监紀 朝臣
權少监大藏朝臣 在判
監 代津 ——— 在判
監 代大中臣
監 代大藏朝臣
監 代大藏朝臣
監 代布勢 在判
監 代日奉
監 代
大 典紀 朝臣
大 典和氣朝臣
大 典あむの
權大典前田
大 典酒井
權少典山 ——— 在判
少 典藤 ———
典 代宗形 ———
典 代清原
典 代大藏 ———
典 代阿刀

〔『大宰府政所牒案』寛德2年2月29日〕

」

上記の史料から、『大宰府政所牒案』寛徳2年(1045)2月29日条にも「權大典前田」としてその名を確認することができる。

以上、史料の制約はあるものの、この3つの史料から考えられることは「前田臣」姓の豪族は筑前国上座郡をはじめとして大宰府周辺に分布していることがわかる。また「臣」姓から在地性の強い氏族ととらえることができる(註10)。そこで当該土器の「前田」の墨書きを「前田臣」一族に關係するものとしてとらえると、怡土郡にも「前田臣」が進出していたことを示す貴重な資料となる。ただし、当該土器に関する他の資料がないためこの墨書きが個人名を示すのか否かは現在において不明である。その意味からも今後の関連資料の増加と調査研究を待ちたい。

分類3に関して、「前田」という表記に関する施設として「駅家」が考えられる。もともと、「駅制」は律令体制のもとに中国(唐)の制度を導入したものである。中国では日本の「駅家」に相当する施設のことを「馬合田」と表記し、「まえた」と呼んでいる(註11)。

「前田」の地名「駅家」との関係を指摘できる事例として、長門国の「臨門駅」と筑前国の「獨見駅」がある。前者は現山口県下関市前田、後者は現福岡県北九州市八幡東区前田をその推定地とし、それぞれ瓦・礎石等が出土している(註12)。

ところで、怡土郡には『延喜式』によると、「深江」と「比善」の2駅家が所在したことが確認できる。「深江駅家」については現福岡県糸島郡二丈町に所在する「塚田南遺跡」がそれに関する遺構と想定されている。「比善」駅家については『大日本地名辞書』では現福岡県原市大字泊をその比定地とし、また「比善」の「善」を「喜」の誤りととらえて、「比喜」(ひき)と理解して「引津」周辺にその所在地を想定するなど様々な説がある。なお、「官道」としては「深江駅家」→武→牧→前原→浦志→「主船司」(現福岡県福岡市西区周船寺)を経由して額田駅(現福岡県福岡市西区野方)へと通じるルートが想定されている(註13)。

このことをふまえて当該土器の「前田」の墨書きについて考えると、末永高木遺跡を含むその一帯に「前田」(「まえた」) = 「駅家」もしくは「駅家」相等施設が所在したことが想定される。このことは同時に、怡土郡においては海岸沿いに設置された「官道」の他に、末永高木遺跡を含むその一帯を中継地点とする別のルートが存在していたことを示唆している。また、末永高木遺跡が今日でも太宰府を通じる「日向峰」の頂に位置するという立地条件を考慮に入れると、当該土器の「前田」の墨書きから末永高木遺跡一帯に「駅家」もしくは「駅家」相等施設が所在したと理解しても問題はないと考える。ただし、「前田」の地名に関して、「駅家」の他に「寺院・神社」の周辺にも確認できることから地名のみの考察では十分とはいえない。その意味からも今後地名のみならず他の関連資料の増加とさらなる調査研究を期するところである。

(3) 土器及び墨書きの考察

① 日向峰越えルートについて

i) はじめに

当該土器を出土した末永高木遺跡を含むその一帯には「駅家」もしくは「駅家」相等施設が所在したと理解することができる。このことは同時に、怡土郡においては「官道」の他に、末永高木遺跡を含むその一帯を中継地点とする別のルートが存在していたことを意味する。よってここではその「官道」とは異なった別のルートと考えられる「日向峰越えルート」について考察することにする。

ii) 弥生時代の幹線道路と「日向峰」

『魏志倭人伝』によると末盧国・伊都国・奴国・不弥国等の記述が確認できる。唐津市付近

(末盧國)、前原市付近(伊都國)、春日・福岡市付近(奴國)の遺跡分布をみると、各平野の中心的な遺跡は一本の道で結ぶことができる。現在、唐津から海岸沿いに深江にいたると、ここを起点とする県道(大野・二丈線)によって日向峰越えの最短距離で春日市須玖にいたる。この道に沿って三ヶ・井原・丸尾台・須玖岡本をはじめ多くの遺跡が所在している。さらに、県道を東に進むと、宇美町を経由してショウケ越えで飯塚市にいたる。宇美は文献の上で、また立岩遺跡の位置する飯塚は考古学的に、それぞれ「不弥國」に比定されることが多い。こうしてみると、末盧國→伊都國→奴國→不弥國は最短距離で結ばれ、そこに当時の交通路の存在がうかがわれる(註14)。

ところで、この末盧國から不弥國にいたる弥生時代の幹線道路に沿って神功皇后伝承に関する遺跡地が分布していることが指摘されている(註15)。そこで、「日本書紀」・「古事記」に限定して神功皇后伝承をみていくと「深江」→「日向峰」→「宇美」→「ショウケ越え」というようにその遺跡地と高倉氏の想定する弥生時代の幹線道路と一致してくる。あくまでも神功皇后伝承は伝承にすぎず、それ自体は史実とはいえない。ただし、「日本書紀」神功皇后39年条によると「魏志にいわく」という記述があることから『日本書紀』の編者は『魏志倭人伝』を理解した上で編集したことがうかがわれる。このことから、二丈町深江から日向峰を経由して飯塚市立岩へと続くルートは『魏志倭人伝』すなわち中国の歴史書に記録されている史実であった可能性がたかい。その史実を『日本書紀』の編者が国家的意図の下に「神功皇后伝承」というかたちで改ざんしたのではなかろうか。そのために史実として記録にのこらなかったと理解できる。

iii) 古墳時代から歴史時代にかけての日向峰越えルート

繼体天皇21年(527)、現在の八女地方に勢力の中心をおいていた筑紫(九州)最大の豪族筑紫君磐井が大和政権に反旗をひるがえす。これが「筑紫君磐井の乱」である。乱は『日本書紀』によると繼体天皇21年から翌22年(527~528)まで続き、三井郡で磐井が誅殺され、子の葛子が「桔屋屯倉」を獻上することによって乱は終結する。

乱の終結後、大和政権は「屯倉」(大和政権の直轄地)の設置等の政策を実施して筑紫(九州)支配を強化する。なお、この一連の政策のなかで筑紫君一族は磐井が誅殺された後も存続しているのが確認できる。その一方において、筑紫君にかわって肥後地方に本拠地をおく「肥君」一族が台頭してくる。「肥君」一族は、「肥君」として本拠地から各地に進出したものと、筑紫君との婚姻關係をつうじて「筑紫肥君」として本拠地から各地に進出したものとに大きく2つに分類できる(註16)。

「肥君」一族の分布は本拠地の肥後地方(肥後國八代郡氷川流域の肥伊郷)の他、肥前地方(松浦郡・養父郡)、筑前地方(御笠郡・早良郡・伊郷・治土郡飽田郷・嶋郡)にも確認できる。そしてその職掌は『日本書紀』によると「水軍」をになう豪族として位置付けられ、欽明期に朝鮮半島の港まで兵士を送り届けている(註17)。

ところで、乱の後に肥君が筑紫君にかわって各地に進出しているが、これには乱における肥君の動向が影響していると考えられる。筑紫君磐井が乱をおこす以前については不明ではあるものの、乱の際、肥君は中立的立場をとったのかもしれないが大和政権に同調した可能性がたかい。そのために、本拠地の肥後地方から肥前地方、筑前地方へも進出し得たと理察できる。そしてその進出先を肥後地方からたどっていくと肥前國養父郡→筑前國御笠郡→同國早良郡・伊郷→同國怡土郡飽田郷・嶋郡→肥前國松浦郡という筑前國御笠郡経由日向峰越えルートが想定可能

となる。このことから古墳時代においても「日向岬越えルート」が存在しており、そのルートに沿って「肥君」一族が進出していったことがうかがわれる。

iv) 歴史時代

歴史時代には軍事施設として県道（大野・二丈線）沿いに「雷山神籠石」と「怡土城」が築城される。「雷山神籠石」は福岡県前原市大字雷山・鏡原に所在する神籠石式山城である。築造年代については『日本書紀』齊明天皇4年（658）の末尾の記事の「是に由りて（A）國家、兵士甲卒を以て、西北の畔に連ね。（B）城柵を修繕ひ、山川を断ち塞ぐ兆しなりといふ」という部分に着目し、A以下を齐明天皇の西下、B以下を神籠石式山城の築城と理解することができる（註18）。また、他の神籠石式山城の発掘調査の結果からも雷山神籠石の築造年代は7世紀前半から7世紀中頃におさまると考えられている。雷山神籠石は「朝倉宮」を中心とする防衛構想の一翼をなす防衛施設の一つであった（註19）。雷山神籠石を築城していた当時も「日向岬越えルート」は存続しており、軍事的にも重要であったのであろう。そのために雷山神籠石は築城される際、県道（大野・二丈線）沿いに選地され、当該ルートを含めた軍事的構想のもとに築城されたと理解することができる。

「怡土城」は福岡市と前原市との境を接する高祖山西斜面一帯に築かれた中國式山城である『続日本紀』によると雷山神籠石の築城から遅れること約一世紀、天平勝宝8年（756）6月から神護景雲2年（768）2月まで約12年の歳月を要して完成したとされる。そこで当該土器の時期を8世紀前半から8世紀中頃におさまると考えると、怡土城を築城する際、すでに築城予定地の側には「官道」とは異なる別のルートが存在していたことになる。さらに怡土城は「日向岬」のほか「官道」を見渡せる位置に所在し「主船司」とも隣接することから、最初の怡土城の築城専当官であった吉備真備は「官道」と「日向岬越えルート」を含めた軍事的構想のもとに築城したと理解することができる（註20）。

以上、「雷山神籠石」と「怡土城」の2つの軍事施設が県道（大野・二丈線）沿いに築城されていることから7世紀～8世紀にかけても「日向岬越えルート」は存続していたと理解しても問題はないと考える。

v) まとめ

弥生時代から歴史時代にかけての「日向岬越えルート」について考察した。その結果、『魏志倭人伝』が記す伊都國の時代（弥生時代）から当該土器の焼かれた8世紀（前半～中頃）にかけて「日向岬越えルート」は存在したと考える。しかしながら史料の制約のため弥生時代から8世紀（前半～中頃）にいたるまですべてを網羅しているとはいえない。その意味からも、今後の「日向岬越えルート」関連史料の増加を期待しつつ、さらなる調査・研究を続けていく必要がある。

4. おわりに

最後にこれまでの考察で得た結論を整理すると、以下の通りである。

「伊刀都託」の文字が縦刻されている土器片は「調納物」の土器の一部であったと考えられる。さらに、その縦刻から当該土器が焼かれた時期として上限を「評」から「郡」に地方行政単位が変更された大宝元年（701）、下限を『倭名抄』の成立した承平年間（931～938）ととらえることができる。

「前田」の墨書きがほどこされている土器片の時期は器形から8世紀前半から8世紀中頃におさまると考えられる。その墨書きについては地名（条里制）・人名・施設（駅家）に関するものとして考察することが可能である。そこで末永高木遺跡の地理的条件を考慮に入れると、現時点においては「駅家」もしくは「駅家」相等施設が当遺跡を含むその一帯に所在したことを示す墨書きと考える。

なお、「伊刀郡託」の文字が線刻されている土器片は怡土郡にも「調」として土器を焼く窯があったことを示唆する貴重な資料の一つでもある。末永高木遺跡を調査している際に、当遺跡周辺に瓦を多量に出土した窯跡と想定される遺構があったという情報を入手している。この遺構が果たして「調」として土器を焼く窯であったのかもしくは隣接する怡土城築城のために必要となる瓦を焼いた窯跡であったかは現時点において不明である。その意味からも当遺跡周辺の今後の調査には期するものが多い。

以上、二つの土器片とそれに関する限られた資料から考察してきたが、資料の制約のため豫測を述べたにすぎない。自らの今後の課題としたい。最後になったが本稿作成にあたって舟山良一氏・中村修身氏・松川博一氏には資料の提供などいろいろとお世話になった。記して感謝の意を表したい。

(註)

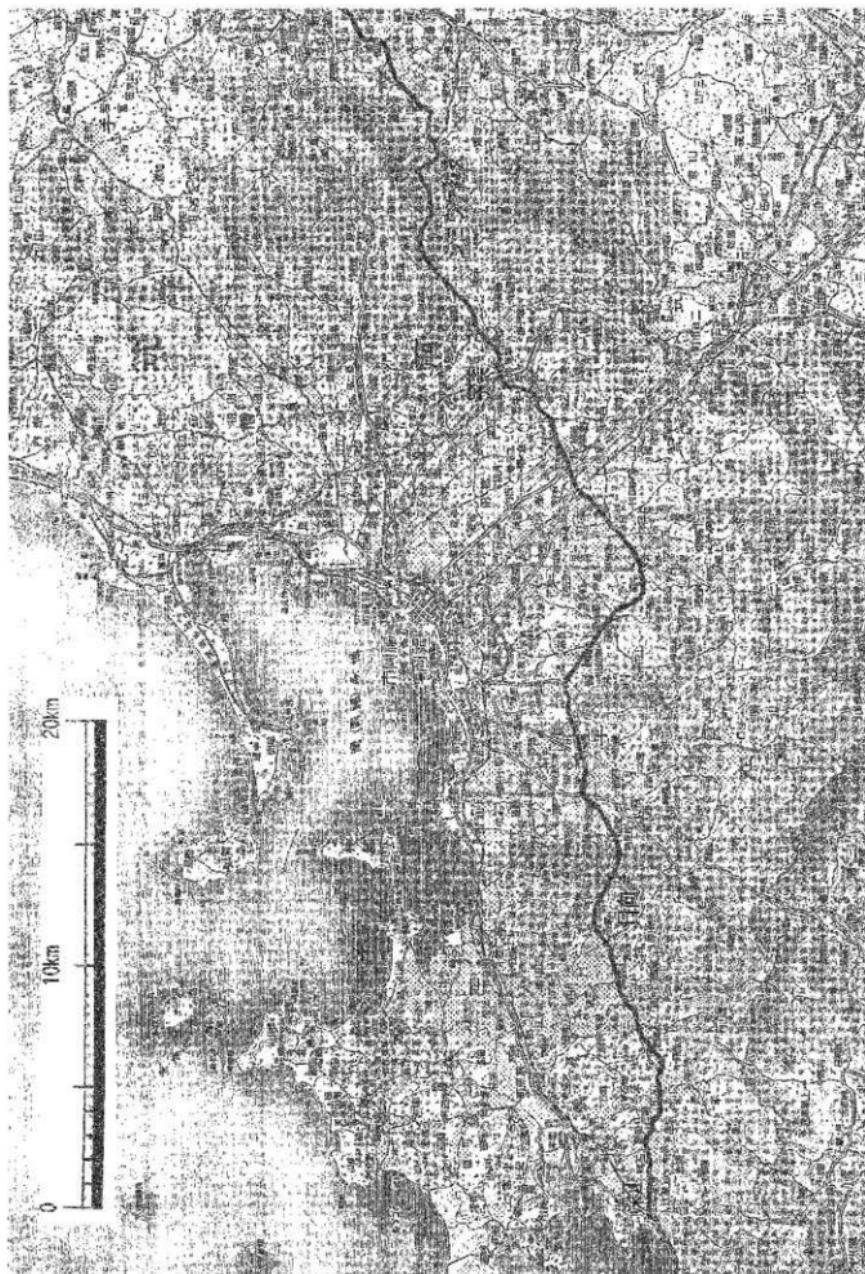
1. 九州歴史資料館編『大宰府史跡出土木簡概報(二)』・1985年
2. 大野城市教育委員会編『牛頭ハセムシ窯跡群Ⅱ』・1989年
3. 秋本吉朗『風上記の研究』の「風土記の成立」のⅡの一の(三)「九州及び常陸国風土記の編述年代」、(四)「藤原宇合の風土記編述関与」・ミネルヴァ書房・1963年
4. 大宝2年「筑前国島郡川辺里戸籍」「寧楽遺文」上巻
5. 三浦圭一「吉士について」『日本史研究』34号・創元社・1957年
なお、青木和夫氏は肥前猪手の庶母および妻の出自である宅蔵吉士を「筑前国御河郡に由来郷あり、そこの帰化平氏族ではないか」とのべている。(平凡社刊『世界歴史事典』第22・史料編—日本—古代編第2部・史料84—筑前国島郡川辺里大宝2年戸籍—註解10)
6. 日野尚志「筑前国怡土・志麻郡における古代の歴史地理学的研究」『佐賀大学教育学部研究論文集』第20集・1972年
7. 田中正日子「筑紫に潜伏した皇族将軍」『ふるさとの自然と歴史』第265号・社団法人歴史と自然をまもる会・1997年
8. 大野城市教育委員会編『牛頭ハセムシ窯跡群Ⅲ』・1989年
9. 九州歴史資料館編『大宰府史跡出土木簡概報(一)』・1976年
10. 九州歴史資料館編『大宰府史跡出土木簡概報(一)』・1976年
11. 中村修身「律令国家と九州」「わが故郷 八幡」・1995年
なお、駅家 異係地名としてマヤ地名があり、この「マヤ」が転じて「前」(まえ)になる場合も多いことが指摘されている。(木下 良「古代道路研究の近年の成果」「古代を考える 古代道路」・吉川弘文館・1996年)
12. 中村修身「律令国家と九州」「わが故郷 八幡」・1995年

13. 藤岡謙二朗『古代日本の交通路IV』・大明堂・1979年
14. 高倉洋影「九州本土とその周辺の弥生文化」『日本歴史地図』(原始・古代編上)の解説部分・柏書房・1982年
15. 長 洋一氏の香椎宮における講演要旨
16. 上田正昭『日本古代国家成立史の研究』・青木書店・1959年
八木 充『律令国家成立過程の研究』・搞書房・1968年
17. 「日本書紀」欽明天皇17年正月条
18. 渡辺正気『日本の古代遺跡・34・福岡県』・保育社・1987年
19. 長 洋一「朝倉橋広庭宮をめぐる諸問題」『神戸女学院大学論集』・第26巻第三号・1980年
20. 怪土城には築城時をしのぶ遺構として計8ヶ所の望楼跡の所在が確認されているが、そのうち「日向岬」に隣接する南西尾根上に3ヶ所の望楼跡の所在が確認されている。この南西尾根上の望楼跡群からは「日向岬」一帯を一望できることから、当該望楼跡群は築城當時に所在していたと考えられる「日向岬越えルート」を軍事的視野に入れた軍事的構想のもとに設置されたと理解できる。

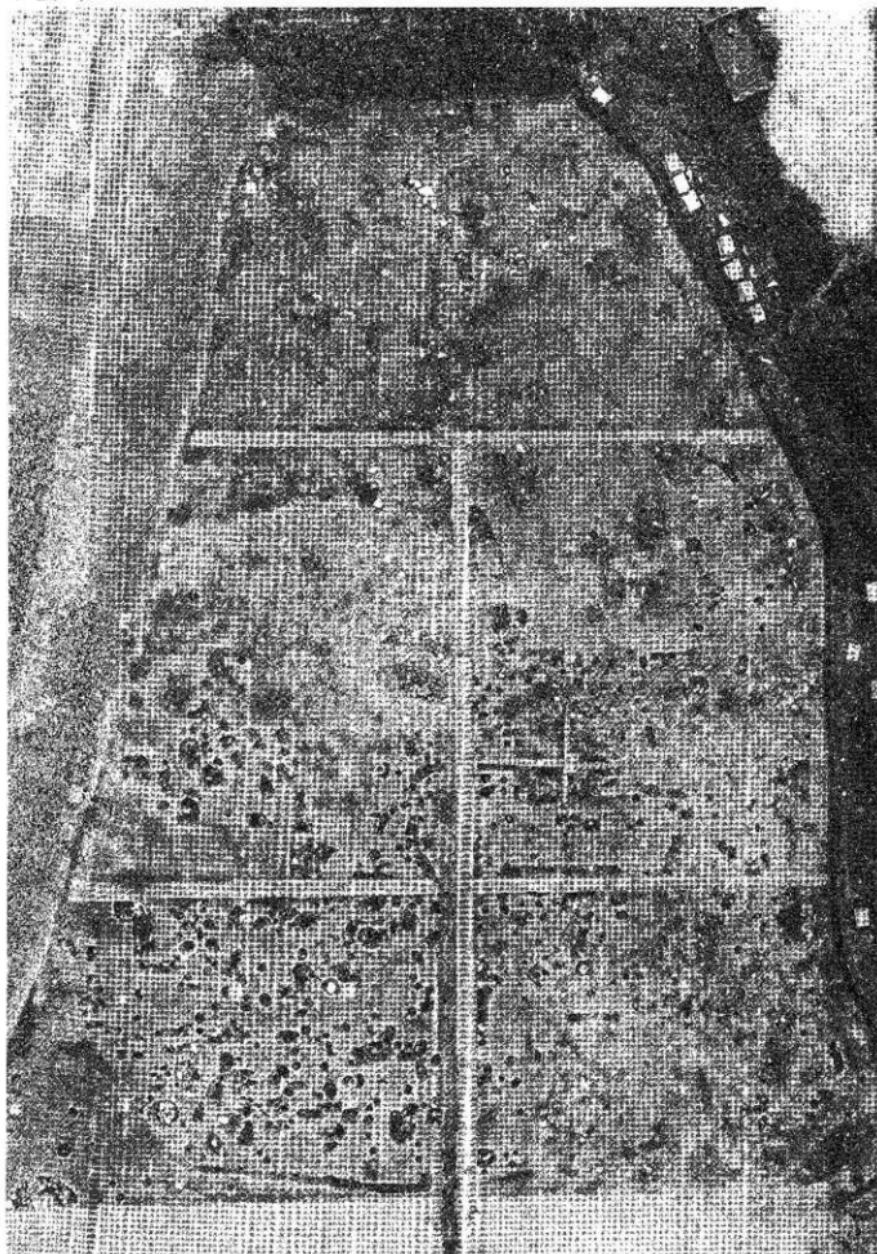
【参考文献】

- 藤岡謙二郎『古代日本の交通路IV』(大明堂・1979年)
木下 良『古代を考える 古代道路』(吉川弘文館・1996年)
東野治之『木簡が語る日本の古代』(岩波書店・1997年)
倉住靖彦『古代の大宰府』(吉川弘文館・1985年)

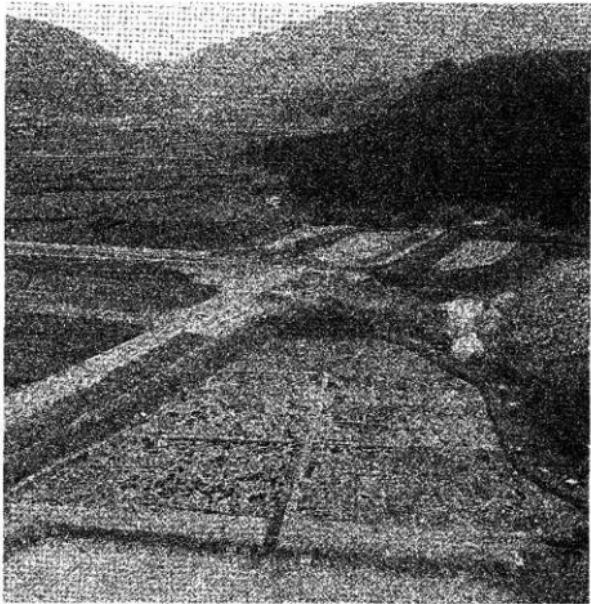
Fig. 22 梅生時代の幹線道路想定図と孝政皇后伝承遺跡地



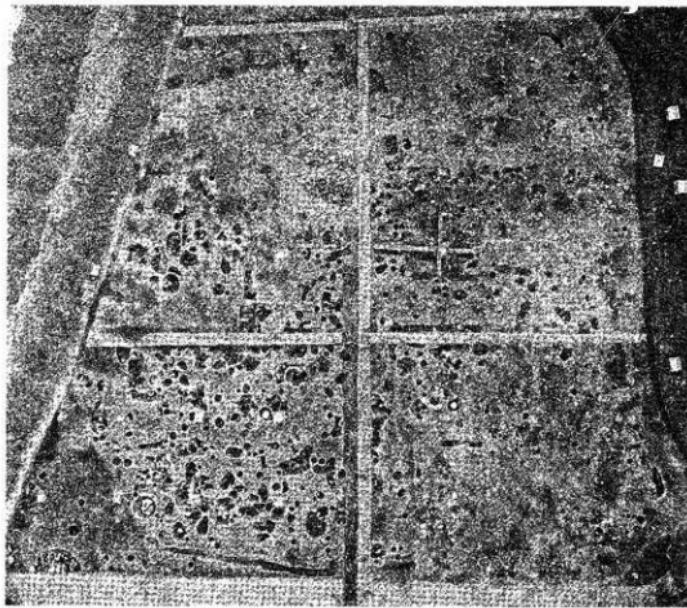
P L A T E S



末永古屋敷遺跡全景



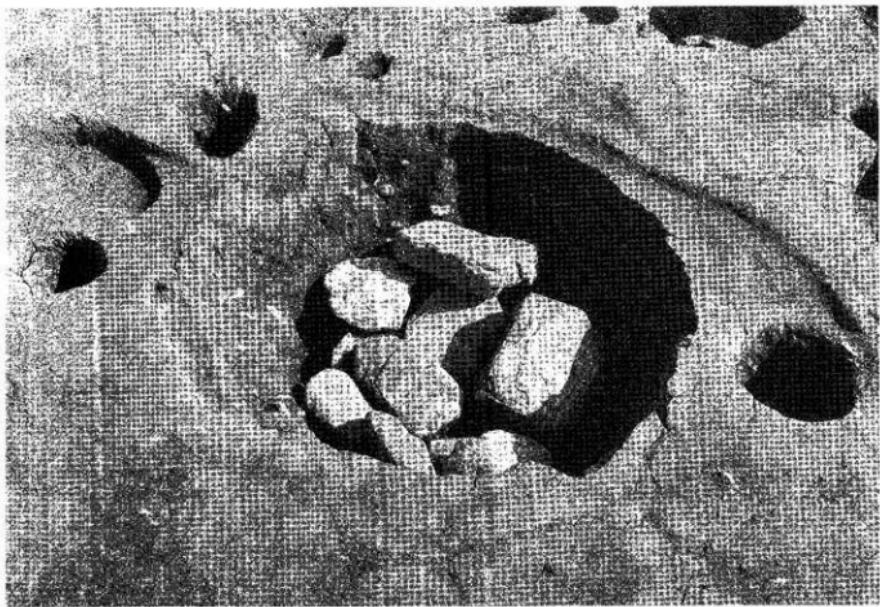
a 末永古屋敷遺跡全景（北から）



b 末永古屋敷遺跡遺構集中部



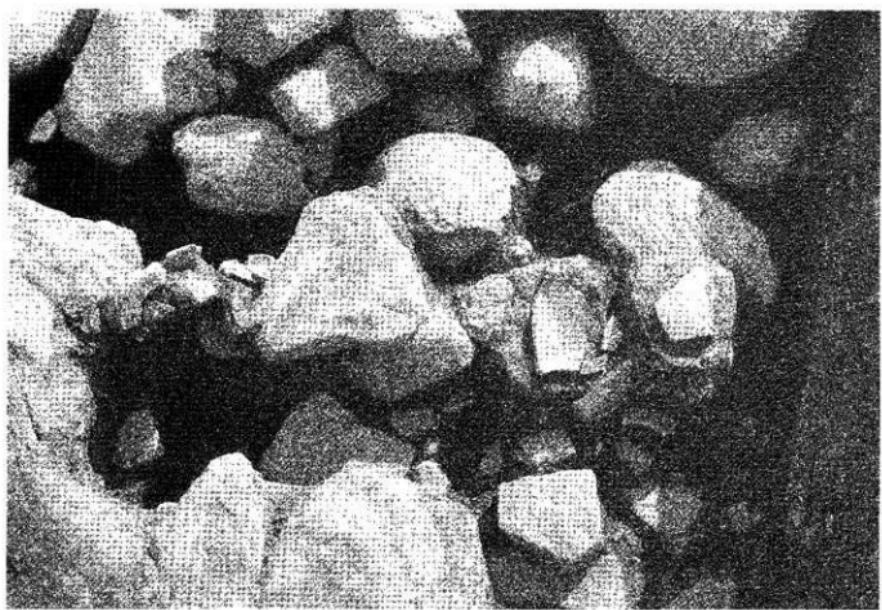
a 1号土坑



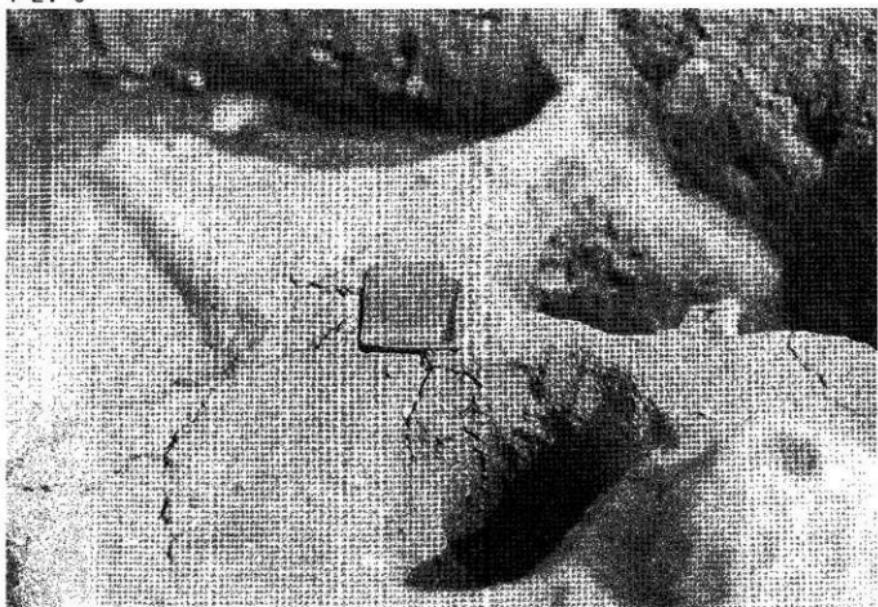
b 2号土坑



a 3号土坑



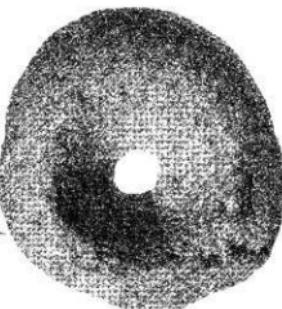
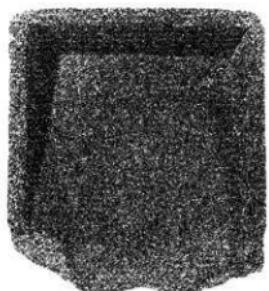
b 3号土坑遗物出土状况

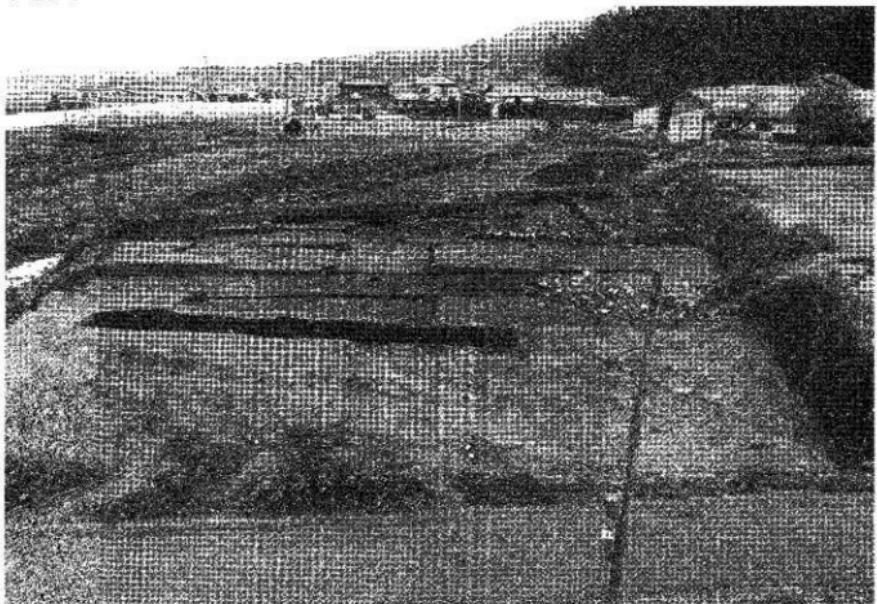


a 考出土状况

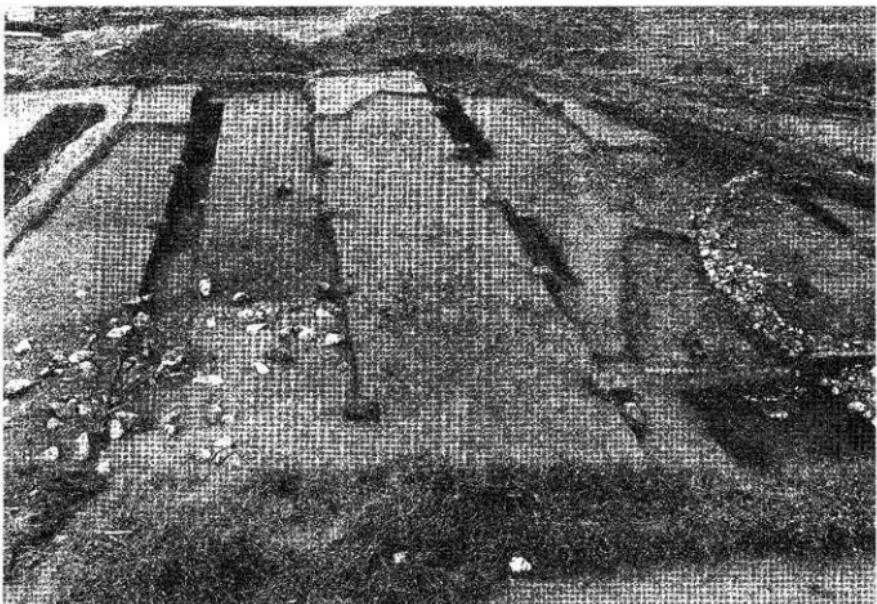


b 石锤出土状况





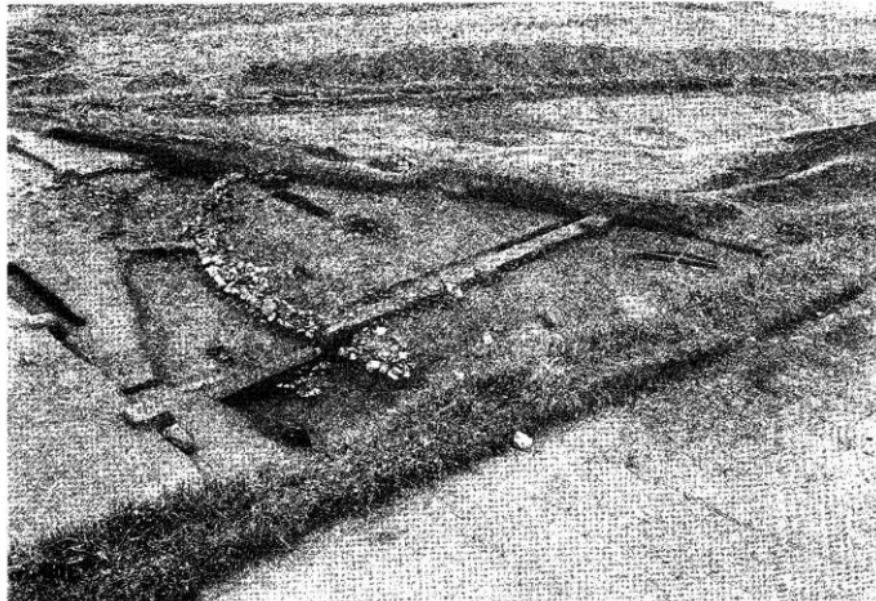
a 末永高木遺跡全景（南から）



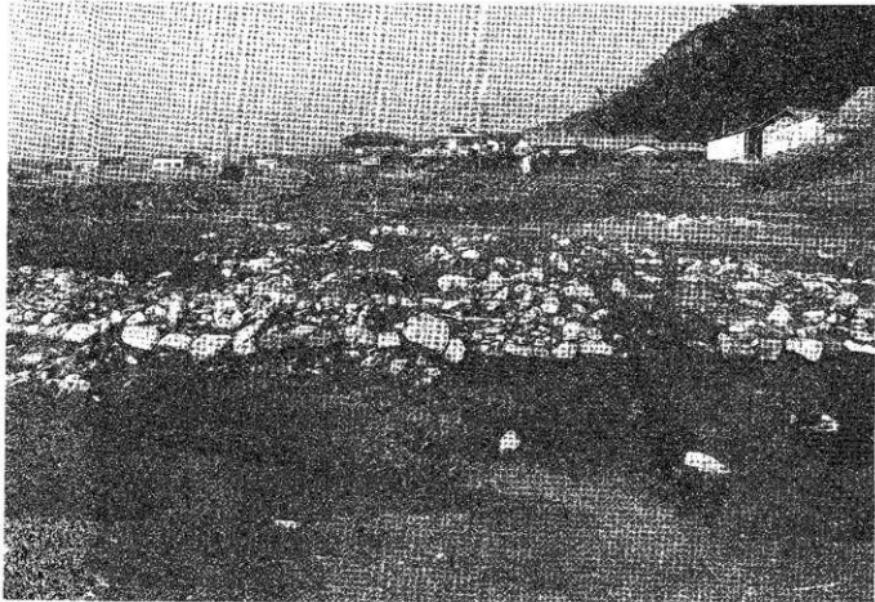
b 末永高木遺跡トレンチ設定状況（東から）



a 古墳全景 I (南から)



b 古墳全景 II (東から)



a 葦石検出状況 I (南から)



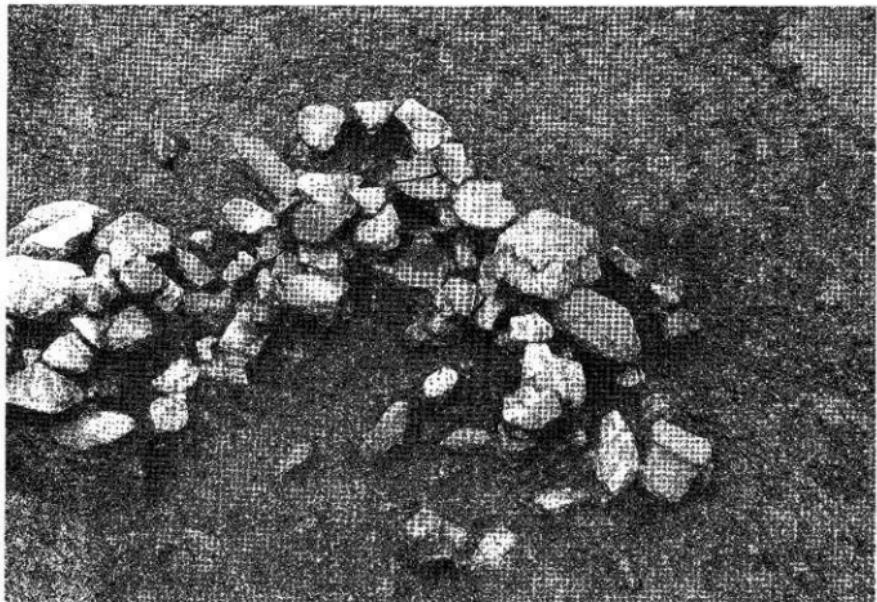
b 葦石検出状況 II (西から)



a 周溝土層断面（西から）



b 祭祀遺構全景（北から）



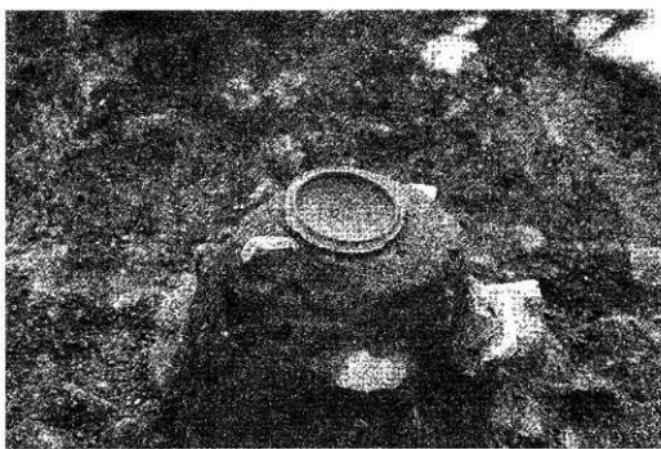
a 祭祀遺構近景 I (西から)



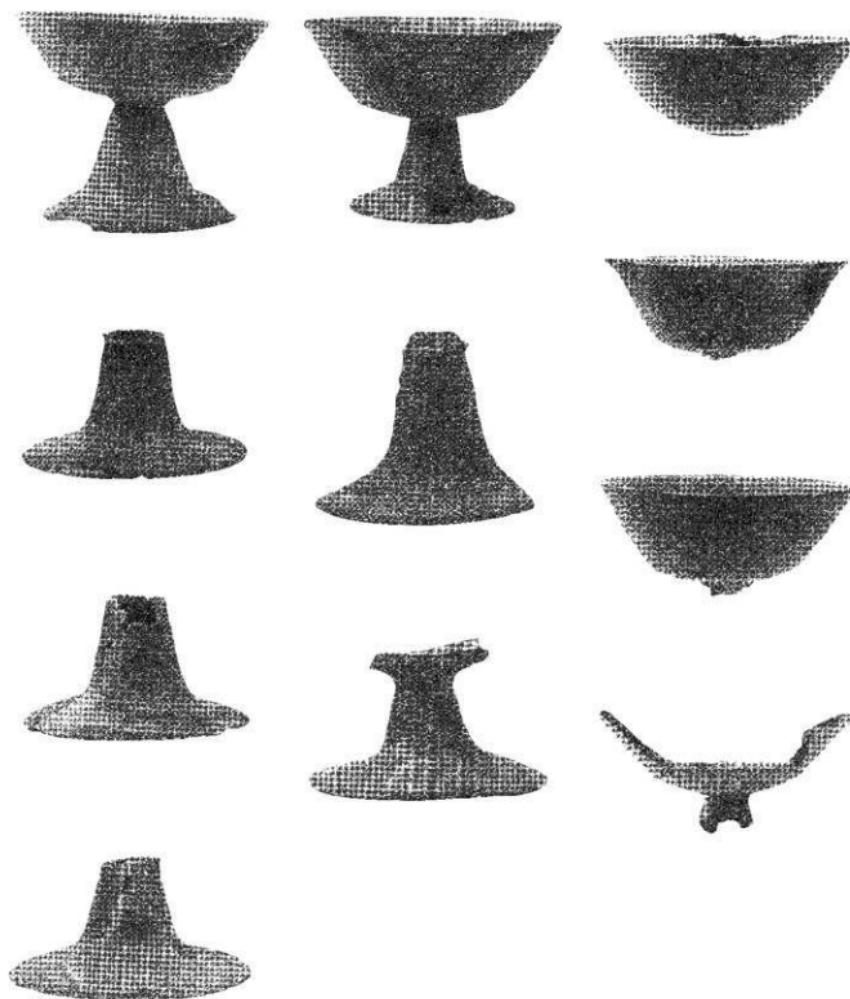
b 祭祀遺構近景 II (北から)



a 木棺墓（南から）



b 遺物出土状況





報 告 書 抄 錄

フリガナ	カワバルガワウガンチクイセキグン							
書名	川原川右岸地区遺跡群Ⅱ							
副書名	川原川右岸地区県営は場整備事業に伴う文化財調査報告							
巻次								
シリーズ名								
シリーズ番号								
著者名	角浩行・瓜生秀文							
編集機関	前原市教育委員会							
所在地	フリガナ　マスナル　アラバム 福岡県前原市大字前原623							
発行年月日	西暦1998年3月31日							
フリガナ 所取遺跡名	フリガナ 所在地	コード		北緯	東經	調査期間	調査面積 (m ²)	調査原因
ヌヌタガルセシキ 末永古屋敷遺跡	マスナル 前原市大字末永	市町村	遺跡番号	33° 31' 31"	130° 15' 19"	1992.9.1 ～1994.3.31	1,800	は場整備事業に 伴う緊急調査
所取遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物			特記事項	
ヌヌタガルセシキ 末永古屋敷遺跡	古墳 集落 包含層	古墳時代 ～中世	円墳、木棺墓、 掘立柱建物 など	須恵器、土師器、陶器、 磁器、鉄器、銅鏡など				
ヌヌタガルセシキ 末永高木遺跡								

川原川右岸地区遺跡群II

前原市文化財調査報告書

第 65 集

平成10年3月31日

発行 前原市教育委員会
福岡県前原市大字前原623番地

印刷 株式会社 重寫印 刷